

平成 2 4 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 2 号

平成 2 4 年 6 月 8 日 (金曜日)

議事日程 第 2 号

平成 2 4 年 6 月 8 日 (金曜日) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税 務 課 長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住 民 課 長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高井 弘仁 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午前9時開議

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 一般質問

議長（浅見武志君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に続き、順次発言を許します。

初めに、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

2番（石内國雄君） 議席番号2番の石内國雄でございます。通告に従いまして質問をいたします。

「ボランティア・ポイント制度」の導入の促進についてということで、まず一番最初にお伺いいたします。地域でのボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績をポイント評価して、介護保険料金等に充てることのできる仕組みのボランティア・ポイント制度に、群馬県共通の制度を付加した群馬はばたけポイントを群馬県は24年度から取り入れたところでございます。この群馬はばたけポイントは、高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進するとともに、元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう高齢者による社会貢献活動の促進を目的としたもので、大いに評価される制度と考えております。

群馬はばたけポイントの実施については、県と連携し、市町村等自治体が事業実施を行うことになっております。玉村町の群馬はばたけポイント導入実施等への具体的な取り組みはどうなっているか。

玉村町の群馬はばたけポイント実施の内容はどう考えているか。

玉村町の群馬はばたけポイント実施の時期はいつか。

玉村町のポイント交換メニューの内容はどうか、以上についてまずお伺いいたします。

2番目の質問は、下水道の利用促進と受益者負担金についてお伺いいたします。公共下水道等に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるための負担金を公共下水道の排水地域内の土地の所有者に賦課しているところでございます。負担金の賦課は、土地の面積をもとに計算されておりまして、処理される排水量等は負担金の賦課には加味されない状況でございます。土地の使用状況や下水の使用、土地の面積にギャップがありまして、下水道の本管につながらないままに事業もいと聞いております。せっかく下水道を建設してもつながらない、利用しないといつまでたっても汚れた水が側溝や農業用水路に流されたままになることとなります。

町の環境衛生を守るための公共下水道事業であり、また費用の一部を充てるための負担金の収入が図れなくなっていることについては、町の大きな損失と考えます。玉村町下水道事業の下水道受益者

負担金の賦課及び徴収の猶予、減免、免除の取り扱いとその状況はどうなっておりますでしょうか。

公共下水道の利用を促進するための対策はどう考えておりますでしょうか、お伺いいたします。

3番目の質問は、通学路の総点検についてお伺いいたします。4月の京都府亀岡市の通学路での大きな交通事故など、全国で発生している通学路の事故を受け、国、県からも通学路の総点検が打ち出されていますが、玉村町での通学路の総点検はどうなっておりますか。これ3人目でございますけれども、さらにお伺いさせていただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、ボランティア・ポイント制度の導入の促進について問うにお答えいたします。一口にボランティア活動といっても、さまざまな形態がございます。活動内容も福祉、教育、環境、防犯、災害支援などさまざまであり、活動している世代も子供から高齢者までと幅広い全世代と多岐にわたっております。ボランティア活動に参加する人は、自由意思により参加し、活動を通じて本人の精神的充足感につながるものであって、活動の結果の対価を事前に期待をして行われるものではありません。

今年度群馬県が実施する群馬はばたけポイント制度は、基本的には介護保険制度の枠組み内で行い、高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進させ、元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう、高齢者にとって社会貢献活動を促進することを目的としております。

当町といたしましても、今後ますます高齢化が進むことが予想されることから、高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進させる一つの選択肢として位置づけ、実施することはよいことであると考えております。しかし、既存の無償でのボランティア活動に参加されている方たちとの公平性、整合性も検証していかなくてはならないと考えております。つきましては、県内の他の自治体の取り組み状況など情報を収集するとともに、関係機関とこの問題点、今石内議員さんがいろいろ問題点を出していただきましたけれども、問題点がありますので、その課題等の洗い出しを行い、検討の結果、もし実施できるとすれば実施をしていくということでありたいと思っております。実施方法や実施時期、ポイントの交換メニューなどの検討も今後あわせて行っていきたいと考えておりますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

続きまして、下水道の利用促進と受益者負担金についての質問にお答えいたします。下水道事業受益者負担金は、公共下水道が整備された区域の土地所有者等、下水道事業により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくものでございます。土地面積に応じ金額を決定しております。区域内の土地は地目にかかわらず、また下水道への接続の有無にもかかわらず賦課対象となります。ただし、利用状況等によっては徴収猶予や減免の特例措置を講じております。徴収猶予については、生活困窮

や被災等により納付することができない場合や、田畑、雑種地などが対象となります。また、敷地が広い場合、これは自己が居住する場合に限りますけれども、家計への負担を考慮し、500平米を超える部分について猶予を認めております。また、減免については公共の用に供する土地や地区公民館など、公共性の高い利用の場合などが減免の対象となっているわけでございます。具体的な基準は規則において定めていますが、区分により25%から100%の間で減免率を設けております。

次に、平成23年度の受益者負担金の賦課状況についてご説明申し上げます。賦課件数は405件、うち61件、これは15%になりますけれども、61件が猶予対象となっており、この理由の内訳でございます。田畑が34件、500平米を超えているということでの猶予が19件でございます。雑種地が4件、生活困窮が1件、その他が3件となっております。また、減免については7件が対象となっており、理由の内訳は町の町有施設、町の施設が3件、地区公民館が2件、寺院が2件となっております。

次に、下水道の利用促進についてですが、工事前の地区説明会、町の広報、ホームページで随時下水道への早期接続を呼びかけております。また、新たに整備区域となった地域に対し、下水道と浄化槽の費用比較ができる資料を配付しております。この接続には、一時的でありますけれども、多額の費用がかかりますので、この接続を見送る方もあるということは現実でございます。この配付した資料では、下水道に接続したほうが中長期的には費用面では有利になる場合が多いことを町としては言っているわけでございます。

この下水道事業は、多くの方に接続をしていただいて、それによって投資効果が出てくるということで、少人数の方が接続しただけでは投資効果が非常に少ないということでございますので、できるだけ多くの人に接続をしていただきたいというのがこちらの方針でございますけれども、その接続によって河川などの大切な水資源を汚濁から守ることができると、ひいては下水道会計の経営の安定化のためにも、接続率の向上は重要な施策と認識しております。いろんな場面で、この接続を呼びかけていかななくてはならないと思いますし、また議員の皆さんにもぜひ地域で下水道が通りましたら、接続をするように積極的にご指導していただきたいなと思っております。

次に、通学路の総点検でございます。これについては教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 通学路の総点検についてお答え申し上げます。きのうの答弁と重複する部分が多々ありますが、よろしく申し上げます。

京都府亀岡市で小学校の通学班に車が突っ込んだ事故、それから千葉県館山市でバスを待っている小学生に車が突っ込んだ事故、さらには最近では伊勢崎市で自転車で登校中の生徒がトラックにはねられる事故等、今年度に入ってから小中学生の痛ましい交通事故が起こっているところであります。これらの事故を受け、国や県より通学路の点検が打ち出されましたが、玉村町教育委員会ではこれら

の通知を待たず通学路の安全点検と交通安全指導の徹底を教育行政方針説明会、校園長会、通知等で指示しました。

今回の緊急的な通学路点検の結果は文書で報告してもらおうとともに、その対応については校園長会で情報交換と協議を行いました。点検では、道幅が狭い、細い道の割に抜け道となっていて交通量が多い、見通しが悪い、トラックの出入りが多い、スピードを出す車が多いなど、各学校で通学路の危険箇所が改めて明らかになりました。これらの結果を踏まえ、PTAや区長と相談し、改善の要望をまとめたり、地区別懇談会で子供の安全確保についてということを議題にしたりして、地域ぐるみで子供を見守る体制を各学校で整えていただいているところであります。また、学校では交通安全教室を開催したり、具体的に子供に危険箇所を示し注意を促すなど、交通安全指導を徹底してきているところであります。

通学路の点検は、各学校の定める学校安全計画の中で定期的に行うようになっており、学校では通学路点検の結果を自校の通学路の見直しや子供たちの交通安全指導、保護者や地域に情報提供して見守り活動に生かしてもらったりしています。子供たちを取り巻く交通環境は、日々変化していくととらえております。今後も交通安全指導と安全確保の両面から、学校、家庭、地域が一体となって取り組み、子供の安全と安心を確保していきたいと考えているところでございます。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 自席から第2回目からの質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初のボランティア・ポイント制度の話なのですが、これは群馬県で取り入れて、各自治体の状況が違うので、各自治体のほうから具体的に進めてくださいと、こういう手帳とか、そういうようなものも群馬県のほうでつくって、共通したものを使うという形になっているわけですが、今の町長のお話ですと、ボランティアというのは無償なので、そういうやっている方がいっぱいいるから、そういう人と比べて、今度何かもらえるものがある人というのと何だか不公平だとか、公平感に欠けるとか、そのような内容の発言で、このポイント制度の導入は積極的に取り入れるということよりも、玉村町は既にボランティアが充実しているから、取り入れることはちょっといつになるかわからないなど、こんなような言い方に聞こえて非常に残念、後ろ向きに聞こえました。

このボランティア制度というのは、ポイントを上げることが目的ではございません。人間いろんな形で動くときに、ちょっとしたたばこ銭だとか、ちょっとしたあめ玉があると、非常に積極的に動くのが人間でございます。そこで、これから特に高齢者の方が多くなっていったりとか、きのうの一般質問等の中でありましたけれども、介護保険料の値上げのところがありました。そういうものを抑制したり何かしていくという形のもの、生き生きとしたお年寄り、高齢者の方が介護保険の給付を受けずに元気に暮らしていただきたいと、それが主眼のポイント制度でございます。このポイント制度をやると、今まで、いわゆる介護についてもそういうボランティアのことについて、私はそこまでみ

んなのためにというのはできないけれどもという方から、そういうポイントがもらえて動けるよという形の方々が出て、よりうちに閉じこもるのではなくて、人のために、みんなのために、また将来的には自分のためになるという制度であると私は考えておって、非常に評価しているわけでございます。

また、町長さんの回答の中で例えば社会福祉協議会の方とか、その中で参加している方で、無償でボランティアに参加している方が多くおられると、逆に言えば無償で参加されている方々にも、今までのちょっとした志で申しわけないですけども、このポイントの付与をしてあげられる、より活動が積極的になる、そのように考えられないのでしょうか。このポイント制度を導入することによって、お互いの支え合い、それから高齢者の方が生きがいを持って生きていけると、そこに主眼があるこのポイント制度についての、まずご認識を町長からお伺いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今石内議員さんから言われたのは、十分に理解できます。ただ、私が言ったのは、このポイント制度に対する後ろ向きというよりは、今まで無償でたくさんの方がボランティア活動していただきましたので、ポイント制度がついてボランティア活動をするという、高齢者であるということを差し引けばいいのですけれども、一般的には、一般に同等に見ますから、そういうものができたときに、今までの人たちに対する扱い方というのですか、そういうものに対する整合性が、ちょっとこれからまだ検討する余地があるのではないかなということを行ったわけでございまして、高齢者のポイント活用に対する後ろ向きというられ方ではなくて、それはそれで評価できると思います。ただ、それと同時に今まで無償でたくさんの方がボランティア活動してくれていたということに対する評価というものを、もう少し考えなくてはいけないかなというのが私の考えでございました。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 話はわかるのですけれども、何かちょっとしっくりこないです。

なぜそんなことを言いますかという、まず群馬県のほうで出されたこの群馬はばたけポイントは、いわゆる60歳、もし参加する方の場合は60歳以上という形がまずあって、それからその仕事に従事するのが1時間に対して1ポイントという話になって、最高5,000円ぐらいまでのものがもらえるというようなことで、多くの60歳以上の方がそういうものに参加して、介護施設だとか、いろんな形のところのボランティアに参加していただいて、自分にも返ってくると、こういうような感じのあれですけども、今の町長のお話と、最終的に私がちょっと話をしたかったのは、地域によって違うところがあるのですが、例えば愛知県の津島市では、これはもう既に5年ぐらいやっているところですけども、このところは、まず参加するのを60歳から40歳に下げるとか、この40歳は何かかなと思ったら、介護保険料を払い始めるのが40歳です。それから、新宿区のほうでは参加対象者を18歳まで下げているのです。先ほど町長が一番最初の回答の中に世代間という話がありました

けれども、みんなで支えていくという中で、そのポイントをつけることによって、そういう気軽に参加させていただくという中で、対象年齢を下げる。群馬県の群馬はばたけポイント自体は60歳からという形ですけれども、町でそれを受けて積極的に取り組めば、その60歳から下がった年齢の方々にも付与することはどうかとか、それから時間も、このポイントのやつで聞いて、最初にいいことだなと思った中でちょっとあれかなと思ったのは、1時間で1ポイントだったのです。今の玉村町の中で従事している方のお話をちょっと聞いた中では、例えばお弁当を配ったりとか何かするような形の場合には1時間はかからないけれども、30分くらいかなというような、そうすると30分で、もしこのはばたけポイントで1ポイントをもらえないときには、0.5ポイントもらえないのかねとか、全然だめなのかねというようなことをちょっと言ってくれた人がいました。先ほどの愛知県の津島市では30分で1ポイントという話で、だから時間の、事業者、ボランティアをやる方にどれだけ対応していこうかということの知恵を絞れば、1時間を30分にしたり、60歳を例えば40歳にしたり、20歳にしたりすれば、今一生懸命ボランティアに従事している方々も該当するわけです。逆に玉村町がそういうボランティアの人たちがいっぱいいるということであれば、そういうふうに拡大した玉村町の独自のボランティアポイントへの働きかけをしたらいいのではないかなと、こう思うわけです。

群馬のはばたけポイントについては、あくまでも介護予防になっていますけれども、その介護予防だけではなくてという先ほどの町長さんの話のように、防犯だとか、いろんな形のものも組み入れて、そのボランティアする方をどんどん広げて、支え合う協働のまちづくりの玉村町ですから、それを積極的に取り入れて拡大してやっていくのが町長の本来の理念ではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 下新田の長寿会の皆さんが、第1保育所の草刈りをして给你们ののです。真夏の暑い日に、去年、おとし、38度、39度というときに、朝私が行きますと、あそこで汗びっしょりかいて草刈りをして给你们のると、こういう人たちに、町としては今まで何もやっていなかったののです。もうやめたいという意見が生まれて、なぜやめたいのだと言ったら、通る父兄が、父兄って保護者です、子供の送り迎えする保護者が一言のあいさつもないと。あいさつないだけではない、邪魔だと、車で来て邪魔だからどけというような顔をして通り過ぎていくと、あそこで、入り口で草むしりをして给你们のると通り過ぎていくと。もうとてもできないと、こんなつらい思いしながら、そんな気持ちでいたのでは我々はとてもできないという話が来まして、保育所の幹部の方といろいろ話をしたののですけれども、こういうボランティアを、やはり今石内議員が言ったように介護のポイントというのをつけるとなれば、また気持ちはちょっと変わってくるかなと思います。そういうものもありますし、若い人がボランティアできるということは、ある意味においては非常に健康であって、健全であるということで、私はボランティアすること自体に生きがいを持てるのではないかなと。また、今

度は高齢者の長寿会の皆さんがそういうことを大ごとしながらやっとならしているということになると、これはただご苦労さんだけでは済まされないものがあるのではないかなと思います。そういう意味では、協働のまちづくりの中で、今言われたような形でボランティア活動してくれる高齢者の方がふえてくるということは、これからの高齢化社会の中では、これは健康増進にもつながりますし、一つのコミュニティにもつながるということを考えると、非常にいいことかなと。これは、玉村町の理念とすれば、私の理念としてもそうですけれども、積極的に取り入れをしないではいけなかなというものは、今の石内議員さんの話を聞きながら感じているわけでございますけれども、先ほど申したように今までの方の部分もありますので、その辺をもう少し検証させていただきたいなと。これは、決して後ろ向きに考えているわけではありませんし、私とすればそのような形で高齢者の皆さんに何らかの町としての対価ができれば、それはかえっていいことだとは思っております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今後の検討とかというよりも、町長のほうのリーダーシップでやって、私の理念はこうなのだから、その理念に沿ったこのポイント制度を使って拡大した、玉村町のすばらしい施策を打ち上げてほしいなと思うのです。

やっぱり元気なお年寄りの方とかが玉村町にふえれば、玉村町は住みやすいよねというのがこれからの新しい人たちだけではなくて、そういう方もふえてくると思います。その中で、きのうの一般質問の中でもありましたように介護保険料の値上げだとか、そういうような抑制効果もあるわけです。介護認定審査する人が少なくもなるわけですし、そして実際に給付を受ける方も少なくなるわけですから、財政的にも非常に安定されてきます。それから、玉村町のイメージとしても高齢者の健康増進を図っている玉村町だとか、それからいろんな方々が世代間を超えて支え合っている玉村町なのだとか、あそこは住みやすいよねという形に引き込めるポイント制度、使い方によってはなるのだと思うのです。私がちょっとここで気になったのは、やっぱり今社会福祉協議会の方なんかでボランティアをやっている、無償の方がおられます。その方々は、60歳を超えている方ではない方もいっぱいされている、そういう方々には今度逆にアンバランスになってしまうのでというので、ちょっといろいろ検討をという話でありましたから、逆にそういうものを全部取り込んでしまうというやり方がいいのかなと思うのです。

それから、町のほうのポイント交換のメニューという話の中でも一つ考えられる中では、いろんなものはあるかと思っておりますけれども、利用券とか、そういうのもあると思っておりますけれども、玉村町で取り組んでいるプレミアム商品券ありますね、あれは20%もうかりますよという、単純な話であれかもしれませんけれども、商品券が多く出回ると、その町の中の商店の方々が潤うという話です。そうすると、例えばこのポイント交換の中で玉村町のプレミアム商品券、いわゆるそういう商品券を商工会等と協力し合って玉村町で発行すれば、例えばそれを交換してそれを使ってもらえとなれば、玉

村町の商工の方々も潤うと、そこにいろんなポイントをやって、これでね、あれでねと、こういうような形でどんどん、どんどん広がるものだと思いますので、高齢者の健康増進とか、保険料負担の実質的な軽減にもなりますし、またそういうボランティアの方がいっぱいふえると介護現場での人手不足の解消につながっていくと思うのです。その参加した一人一人が健康になっていくということになれば、介護予防の効果というのが絶大でありますので、いろんな面でボランティアポイントを大きく推進することによって展開できるのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに、積極的に、拡大的に検討していただきたいと思いますけれども、また一言お願いします。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 石内議員さんの言われること、十分に理解できました。これについては、今言われたとおり庁内で検討して、積極的な、前向きな検討をいたします。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 笑い事ではなくて、本気に、積極的に、前向きにお願いします。笑いながらだと、何かああ、ああという感じになってしまいますので、ぜひ玉村町の大きな発展のポイントにもなるかと思っておりますので、一つのこういう事柄が起きたときに、県からはこうだけれども、うちの実情はこうなので、なかなかねという発想ではなくて、そういうのができたらそれを利用して町のさらにといい形で、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、2番目のほうの下水道の利用促進の話なのですが、ちょっと事実関係を確認させていただきたいのですが、条例等で見ますと、公告をしてから賦課をするという形になってはいますが、その辺のまず公告をして賦課するまでの時間的な流れとか、内容をちょっと教えていただきたいと思いますが、課長のほうでお願いできますか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 受益者負担金の関係でありますけれども、例えばことし工事が終了します。翌年3月31日に、受益者負担金の地区が発生しますということで告示をいたします。それに基づきまして、4月1日付にて所有者の方に申告書を郵送いたします。それには、所有者の確認及び面積等を確認してもらいまして、上下水道課のほうに提出してもらいます。それに基づきまして、負担金の決定通知及び納付書を6月上旬に郵送して、納めてもらう形になっております。

以上です。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） それで、この告示をしてから負担が決定するまでに2カ月ですか、かかる

ということですね。条例のほうを見ますと、猶予とか、そういうものについては告示してから、またはこれ通知を受けた日ですか、通知を受けた日から14日以内という形になっていますけれども、これの取り扱いは現実にはどうでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 申告と同時に、猶予申請書を一緒に添付して郵送いたします。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） その猶予の関係でちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど町長のご回答の中で、猶予について自己の宅地については500平米というふうにお話しされたと思いますけれども、これはあれでしょうか、自己の宅地で500平米を超えた場合には猶予の対象になるということは、例えば個人で事業されている方とか、企業の方の場合には該当しないということでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 基本的には一般住宅ということになっておりますけれども、一応その会社等で申告書を送りますといろいろ相談が参ります。例えば面積が広いとか、かなり使っていない、駐車場とか、使用していないとかがありますので、それは、相談において猶予申請を出していただきまして、町長等の決裁をもらいまして猶予する形になっております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ちょっと私相談受けた方は、そこ聞き違えたのかどうか分かりませんが、個人、自己の宅地については500平米というのがありますけれども、これは営利を目的としていない人の話なので、事業者とかいう形には残念ながら該当しないのですよねという窓口の話があったらしいですけれども、それはよく詰めてみれば、条例のほうではあそこの、これは条例の14条のところの別表がありますけれども、その条例読んでみますと、その自己のとか個人のとかというのは一個も入っていないので、当然今のお話のように具体的に相談受けていく中では、企業の方であっても内容をよく検査した上で、500平米以上については猶予できるということの確認でよろしいですか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） はい、そのとおりです。一たん受益者負担金をかけてしまいますと、5年間たちますと不納欠損になってしまいますので、その点を避けるということであります。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） それから、原則的というか、流れの中では工事をして、翌年の 3 月 3 1 日に告示をして、4 月の 1 日には申告書等の書類を発送して、6 月にその申告書等に基づいて決定通知書を出すという形なのですが、一番最初の質問のところちょっと触れたところなのですけれども、つながりままにいる事業者とか、つながりままにいる個人の方については、この賦課の関係はどういうような取り扱いとかになっていますでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔 上下水道課長 原 幸弘君発言 〕

上下水道課長（原 幸弘君） 下水道の工事が終了いたします。そうしますと、翌年度受益者負担金がかかりますけれども、これは下水道に接続しないということになりますけれども、その工事が終了した時点で、接続等にかかわらず受益者負担金は発生いたします。

議長（浅見武志君） 2 番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） そうすると、発生はまずするわけですね。そうすると、つながりままの方に対しては、申告書は送ったけれども、申告書も出さない、戻ってこなかったりとか、つながりまままでいて、うちはちょっとお金もないしなかなか大変なのだという形の方の場合には、申告書を送って、負担金の負担をしなければならぬことは確定はするのだけれども、現実には通知を出すのは、つながりままの人についても 6 月 1 日に出して、それで納付がなければ延滞だとか、そういうのもつくような形とか、そういう形の賦課の方向でしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔 上下水道課長 原 幸弘君発言 〕

上下水道課長（原 幸弘君） はい、そのとおりでございます。

議長（浅見武志君） 2 番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） そうですか、つながりないと通知……

〔 「使用料」の声あり 〕

2 番（石内國雄君） それ使用料……

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前 9 時 4 1 分休憩

午前 9 時 4 1 分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 受益者負担金は、つなく、つながないにかかわらず発生いたしますので、郵送いたします。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、通知書を発送すると。そうすると、それおれのところはつながっていないので、まだ払えないよといった場合には、再度督促とか、そういうのをしなはずとやっていくという形ですか。そうすると、負担金についてはつなく、つながないにかかわらずかかると、そうするとそれについて例えば負担金を今までに、通知を出したけれども、払っていただけないという方はおりませんか、もしおられればどのぐらいの割合でおられますか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 未納の方は、かなりの人数の方がおります。その方につきましては、納付書の期限がありますので、期限によって1年に4回ですか、督促状等を出します。また、最後に1年まとめて、このくらい滞納がありますということで通知を差し上げています。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、その滞納のほうのことについては不納欠損の関係が出てくるかと思うのですが、それはどのような内容で取り扱っておりますか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 不納欠損につきましては、5年経過したものについて毎年不納欠損という形をとっております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 負担金についても同じ、そういう扱いということですね。そうすると、例えばうちはつないでいないのでということで、なかなか渋っておられる方がいたときに、先ほどどのぐらいの数かわかりませんが、かなりおられるという話でしたので、それは5年たつと不納欠損、そんなことはないですよ。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前9時43分休憩

午前9時46分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 受益者負担金の関係でありますけれども、5年たつと不納欠損になってしまいますけれども、その前にいろいろ電話等で督促をしたり、納付をお願いしております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今のだとちょっとぴんと来ないですけれども、お願いしたけれども、5年たったら不納欠損してしまうというふうにもとれてしまうので、例えば徴収の話でいくと、時効を成立させるか、時効を成立させないようにするためには時効の中断をするような手続をとると、それが督促とか、そういう形になるのですけれども、それをやっていないという意味で言ってしまったのですか。そうではないと思うのですけれども、どうなのでしょう。だから、要するに時効の中断をしないでいたときには、5年たつと時効が成立するので、そういうものについては不納欠損とか、そういう処理をします。だけれども、財政のこととか皆さんに公平の関係等があるから、そういう場合は一応その努力をしますので、ただお願いするのではなくて、書類的な督促をするとかで、そういうのでたん中断したり何かして、単に5年たったらという形にはしていないと思うのですけれども、そういうとらえ方でいいのでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） そのとおりであります。いろいろと電話等、督促を再三、年間を通して行っております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 不納欠損に上げるのは、どちらかというとなり受益者負担金ではなくて水道料金、それも考え方は本当は同じですけれども、不納欠損というのをどんどん、どんどん出すというのは、実際に負担している人がいっぱいいるわけですので、その人たちから見ると何なのだという話がありますけれども、ずっと事務量の関係とか、そういうのがある中で総合的に判断して欠損するものだと思いますけれども、またちょっと話は変わるのですけれども、この条例の6条の2項のところに3年以後は課さないという条文があるのですけれども、これはどういう意味ですか、ちょっと説

明していただけますか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 3年経過した以降につきましては、例えばことし工事が終了します。そうすると来年3月31日に告示をします。それに基づいて4月1日、申告書を送ります。この申告書、何らかのミスでこの土地にAの土地があります。これが、たまたま申告書の送付がありませんでした。それで、4年たちますと分家とか何かで下水に接続申請が出てきた場合に、調べますとこの土地は賦課されていないということで3年を経過した以降においては、この土地に対して受益者負担金をかけられないということになります。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、当初はもう当然かかる形になっているのだけれども、事務的なミスとか、そういうのでたまたま本人が納めるにも納める通知がなかったとか、届かなかったとか、郵便事情もありますから、そういうのであったときに、つなげるときに3年を経過したときには、改めてさかのぼってかけることはしませんよというようなお話でいいのですか。それで、納税の猶予のところを見てみますと、町長が定める期間だとかというものとか期間が定めてありまして、一たん猶予はしても、その事情が変わったときには猶予の内容がなくなった旨の届けをしてもらって、それで消滅したという通知を出して改めて賦課をするというようなことになっているかと思うのですが、この辺のところはどんな内容のものなのでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 例えばその土地が、また住宅等できるようになった場合、分家、何か息子さんのおうちができることになります。そうすると猶予が解除されて、その猶予の土地が課税されるということになります。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） その猶予については、一たん猶予申請して猶予しますと、例えば20年たった後に、今の話で、10年でもいいですけども、たった後に畑をつぶして転用して宅地になりましたといった場合ということでしょうか。

〔「よろしいですか」の声あり〕

2番（石内國雄君） そういうことでいいのですね。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） はい、そのとおりです。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、例えば今の話の中で、3年以降は賦課しないとの関係とか、もう随分時間がたってしまって、一たん猶予したものについては解除しないでずっと残っている形になりますよね。それで、この間教えていただいた形でいくと、結構猶予をされているのが、もう63年ぐらいからずっとあって、金額的には猶予として載っているものだけでも1,000万円を超える金額が猶予されていると思うのですけれども、そういうものについては今の3年経過して賦課しないとか、そういうもののほうにはずっといかないで残っている形になっているのですか、10年経過したら、その分については猶予についても、例えば使用の目的が変わったときに、変わったとしても賦課しないということにはなっていないということによろしいのですよね。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 猶予がある土地につきまして、その土地の形態が変わった時点で受益者負担金が発生いたします。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、それは時効は関係ないという形ですね。ですから、用途が変わって宅地にすれば負担金が発生するので、それから納めていただくというような形になるかと思いません。

今私この質問をさせていただいたときに、まず何でこんな質問を始めたかという目的は、つながないままでいるという事業者がいるということが、一つの大きなポイントだったのです。つながないままでいて、もし負担金等の収入がないのであれば、それは非常に町のほうとしても損失にもなることだし、そもそも下水道の事業をしたときに、これは町の、いわゆる環境のためにやっていることですので、例えばつながないままでいる方が多くいれば、せっかくした施設が有効に使われないことと、それから町の環境の改善が少しおくれってしまうという形なものですから、逆に言うと損して得をとってでもいいからつないでもらって、負担金も払っていただいてというのはどうなのかなということで質問させていただいたわけなのです。最初聞いていたときには負担金についても、ちょっと私の理解の中では、つながないでいれば負担金の通知自体もおくれるのですよというようなちょっと認識をしていたのですが、それはそうではなくて、もう工事して翌年の6月にはつながない方についても負担金については通知をして徴収をしていると、ごくまれに納めない方がいますよと、そういうような認識で、まずよろしいですか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） はい、そのとおりでございます。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 何かそのニュアスがちょっと違うような感じがしますので、よく確認していただいてやっていただきたいなと思います。

それと、ちょっと質問みたいな形であったのが、これもイレギュラーだったと思いますけれども、500平米の取り扱いについて先ほど町長が最初の答弁のところでお話したように、自己の宅地という言い方をされましたので、その自己の宅地という言い方からというのは、個人の方の宅地という意味であって、事業者とか営利を目的としている事業だとか企業は外れますよというようなニュアンスでした。実際に私が相談受けた方についても、そのような説明を受けたようです。これ行き違いかどうかわかりませんが、そのようです。条例等を見ますと、自己とかそういうものは書いていなくて、あくまでも宅地についてはと、宅地以外については減免で、免除でそもそも猶予する部分がありますし、それから宅地についても、先ほど敷地が大き過ぎるとかいうものについては、500平米が限度でやるという形になっています。ですが、実際には500平米を限度という形で申請が出れば、240円ですから十何万円ぐらいですか、それが限度になるかと思うのですが、それ以上の負担金を多く支払った方もおるのではないかなと思われまますので、その通知をする、申告書を出すときに、その辺のところを丁寧に説明してあげて、無理な負担金を支払わないような形にして積極的につないでいただいて、負担金もスムーズにお金が入ってくるような行政をぜひお願いしたいということで、これは私の勝手な言い方かもしれませんが、そういう形でぜひお願いしたいということで、この質問については終わらせていただきたいと思います。

あと5分になってしましまして、教育長のほうの話が何もできなくなってしまっていて申しわけないのですが、今町のほうとしては、ほかの町と比べて通学路については積極的に点検等取り組んでいるということでした。私のところに聞こえてきたのは、何かその取り組んでいる姿が見えないねという話があったのです。実際には、例えば教育委員会が指導して、指導のもとに学校長とか、そういう形のものいろいろな形で点検等を進めているということなのですからけれども、なかなかそれが地域のほうに行くと見えてこないという話が、まずありました。その中でちょっとあれだなと思ったのが、通学路の危険箇所の情報についてなのです。これについてが、例えば教育委員会、または学校長さんとかPTAさんとかは共有している部分はあるのですが、それ以外、要するに直接かわらない方に関しては、そういうものを作って一生懸命町としては安全に対して積極的に取り組んでいますよというようなことが、特にこういう事故があったりなんかしたものですから、知りたいという格好、安心したいという部分があるのかと思うのです。ですから、その危険箇所については子供がいれば直接子供から聞けたりとか、いろいろあるのですけれども、やっぱり一般の住民の方からすると、その

辺のところの情報が聞こえないということがあるので、ぜひ広報とか、学校のほうの便りなんかは出ているかと思うのですが、そういうもので危険箇所の情報を積極的にもらえるような施策とか、そういうものをしていただきたいなと思います。

あと、危険なことでもちょっと感じたのは、特に交差点です。学校のすぐそばで、交差点に子供たちがとまっているわけです。とまっているときに、そのとまっている場所に危険を感じて、ちょっと危ないなと思ったところがありました。それはどういうことかということ、交差点では車が動きます。自転車が動きます。道路を渡りやすいところに子供たちは集まるのです。子供たちがそこに集まるということは、例えば電柱がそこにあると、電柱の影ではなくて、電柱の前なのです。今度の大きな事故も、電柱にぶつかってくれて、子供たちがその後ろにいれば助かるとか、そういうようなところがありますので、ちょっと細かいことですがけれども、電柱だとか、それから自転車が通るとか、そこでいつも交差してしまうとか、そういう部分があるので、結構細かいところに、交通ルールとか、そういうものとはまた別に、子供たちが集まっていくところ、そういうところについては注意が必要ではないかなというふうに思います。いずれにしても、そういうものは一般の方々も、そうなったときに危ないよとかというふうに言ってくれるかと思うのですけれども、そういう箇所が明確になっていたりとかすると、それがより積極的に話ができるかと思しますので、そういうような取り組みもぜひお願いしたいと思うのですけれども、教育長さんのほうで一言お願いします。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） ご指摘いただきました。1つは情報提供ということでございます。これは、危険箇所、どちらかという地域の方から情報提供いただきたいのが本音であります。学校等から地域に情報提供は、学校だよりとか、そういうものを通しながら、回覧板、あるいは個別の配付という形をとらせていただいているところでございます。学校区ごとです。ですから、我々としてもいろいろな危険箇所を、それぞれ学校の教員、あるいはPTA等が調査して確認をし、それを安全マップに載せているところで、それをもとに子供に安全指導しているわけです。ですから、そういうことで情報提供させていただいているわけですが、逆にもっと危ないところがあるということであれば、地域の方から情報提供いただきたいというのが本音でございます。

それから、もう一つの信号待ち等の待ちの状況をどうするかというものについては、やはり危険回避という部分から考えていきますと、2つあると思うのです。1つは、やはりその危険箇所を何とか、物的な環境を直していくという方法が1つです。もう一つは、自分の身は自分で守るという安全指導を徹底していく、では信号待ちをしているときにどこで待っていたらいいのかということも含めて、交通安全教室等を踏まえながら指導の徹底を図っていききたいと、今実際にそういうことでやっているところでございます。ご理解いただければありがたいと思います。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） ちょうどぴったりぐらいの時間になりますけれども、ぜひ、私ちょっと思ったのは、教育委員会さん、学校、PTA、一生懸命やっていただいているのだと思うのです。やっぱり道路とか、そういうのがかかわってきますので、生活環境安全課のほうもかかわってくるのだと思います。町としては、通学路だけに限らず道路の安全とか、交通規制とか、そういうのも全部含めていろいろ総合的に検討したり、通学路の安全をみんなでやっていこうというような、ごく一部の方ではなくて、みんなでやっていくようなやり方をぜひお願いして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前 10 時 15 分に再開いたします。

午前 10 時 3 分休憩

午前 10 時 15 分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、3 番原幹雄議員の発言を許します。

〔 3 番 原幹雄議員登壇 〕

3 番（原 幹雄君） 3 番原幹雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、以下の 3 点についてお尋ねいたします。ちょっと個人的な問題でございますけれども、何か意外と風邪がはやっているようで、皆さんぜひご自愛いただいて、健康に留意されやっていただければと思います。そんなわけで、ちょっと私も声が風邪ぎみかなという気もしますので、お聞きづらいかと思いますが、よろしく申し上げます。それでは、始めます。

まず最初に、観光振興策についてお伺いいたします。私は、平成 24 年度予算の特徴は、額はそんなに大きくなかったかと思いますが、目玉として観光振興事業がのってきたというのが特徴かなというふうに感じております。玉村ふるさと大使やマスコットキャラクター、それから観光ホームページなどの事業が予定されていたと思いますが、その目的といたしますか、そのねらいと現在の進捗状況がどうなっているか、まずお伺いいたします。

また、一方花火大会とかふるさとまつり、産業祭などの事業についてはやはり集客力アップを図り、町の活性化に資するような何か新しい工夫があるかどうかをお伺いいたします。

2 つ目ですが、大規模災害への対応力についてということです。最近のいろんな自然界の自然現象の大規模化、それから人工施設、例えば工場だとかビルディングだとかの高度化、大規模化に伴う事故が起きた場合、非常に複雑な事故、そしてかなり甚大な事故が発生することが懸念されます。した

がいて、そういったことがもし起こった場合、今までのような機材や機器、あるいは設備、人員では対応できないような大規模災害発生の懸念が増大しているというふうに感じています。そういった中で、第一線で対応する消防署員等の安全を確保しながら、迅速に災害の拡大防止、沈静化に向けた活動が図れるような新しい対策を町のレベルで結構でございますが、考えているか。また、群馬県ではそういった大規模な災害、複雑な災害に対する対応が図れるような高度な機能を有するレスキュー隊や化学消防隊などは、どの範囲というのですか、どのレベルで設置されているのかというのを聞きいたします。

それと3点目ですが、外国人子弟の教育についてということですが、最近は、日常的に外国人と接するようになりましたが、日本語を十分に理解できないような子供たちが日本の小中学校に入学し、日本語による教育をするのは大変な努力を要すると思いますが、町内の小中学校でどのくらいの人数の対象者がいるのか、またそのような日本語を十分に理解できないような子供たちにどのような対応をとっているのか、お伺いします。

また、民間ボランティア等の活用や先進地事例の研究、活用など、どのような対応をしているかについてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 3番原幹雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村ふるさと大使やマスコットキャラクター、観光ホームページのねらいと進捗状況等についての質問にお答えします。観光振興策の進捗状況についてお答えします。今年度の観光事業としまして、観光ホームページとマスコットキャラクターの製作を実施いたします。この事業は、双方とも町の情報発信を強化し、全国へ玉村町をPRすることを目的とした事業でございます。

まず、ホームページの作成事業ですが、現在町のホームページ上には観光情報などを集約した情報ページがありません。ホームページからさまざまな観光情報が収集しやすくするために、専用のページを開設いたします。昨年度は、基本的な情報ページの情報の階層など骨格的な部分を構築し、今年度はさらに掲載する情報内容やリンクする情報ページなど、詳細な内容を検討しております。今年度中には公開をする予定でございます。

次に、マスコットキャラクターについての進捗状況についてお答えいたします。町のPRを目的として、町の象徴ともなるマスコットキャラクターのデザインをことしの2月から3月まで公募いたしました。全国から1,114点の作品が寄せられました。その後、1次審査で選定された118点の作品の中から、玉村町マスコットキャラクター選定委員会にて採用作品を選定いたしました。この選定委員会では、県立女子大の美術の准教授であります高橋先生を座長にしまして、この委員会をつくりました。登録商標の事前類似品調査を経て、原案のデザインが決定したところでございます。今後

は、作者と諸権利の譲渡契約を交わした後、7月号の広報及びホームページにて、このキャラクターのデザインを公開する予定でございます。と同時に、今度は町民の皆さん、今まで公募は全国に発信したのですけれども、町民の皆さんにマスコットキャラクターの名前の募集をいたします。

次に、事業の集客力アップ、活性化に資する工夫などについてお答えいたします。今後玉村町への集客力の強化には、まず欠かせないのが情報発信機能の強化や広告媒体などの有効活用であります。町の宣伝をすることで、玉村町をまず知ってもらい、興味を持ってもらうきっかけづくりが必要と考えております。玉村町特有のお祭りを初めとした歴史遺産の地域資源を初め、新たな観光資源なども活用するに当たりまして、各メディアなどの広告媒体などで幅広くPRをすることで玉村町に来ていただくと、集客が図れると考えておると同時に、こういうことをしながら、まず子供たちが玉村町を誇りに思える、そして玉村町に愛着を持ってもらうということも一つの大きなねらいでございます。まずは、情報発信機能など町をPRする土台づくりから進めてまいりたいと考えております。

次に、大規模災害への対応力についての質問にお答えいたします。自然災害などにより大規模災害の発生が懸念されるが、消防署員等の安全を確保し、災害の拡大防止などに新しい対策を考えているかという質問でございます。玉村町は、伊勢崎市に消防事務を委託しておりますので、伊勢崎市消防本部が中心になります。確認したところによりますと、大規模災害が発生した場合には近隣消防本部、群馬県全域での消防相互応援協定を締結しております。今回の東日本大震災のような未曾有な大災害には、全国緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、自衛隊などの災害出場体制も確立されております。災害規模に合わせた広域的な相互応援を受けられることが、すぐに可能となるということでございます。

また、緊急消防援助隊の応援体制については、東日本大震災における活動が高い評価を得ている一方、今後発生が懸念される大規模地震発生時により一層効果的、効率的な応援活動が求められる可能性が高いことから、今回の東日本大震災における活動検証を消防審議会により審議が行われ、明らかになった課題については消防庁長官へ答申されておりますので、これらが改善されることにより、東日本大震災より一層スムーズな応援活動が行えるようになると考えております。

では、群馬県内ではどのような機能を有するレスキュー隊や化学消防隊が配備されているかの質問でございますけれども、県内には中核市等が配置する高度救助隊が前橋市、高崎市に配置をされております。伊勢崎市は人口10万以上の地域となり、特別救助隊を配置する基準となっておりますが、本年3月に伊勢崎市消防本部に救助工作車を更新いたしました。新しく購入したということでございます。この車両でございますけれども、中核市等が配置する高度救助隊の基準に則した資機材を搭載し、緊急救助活動にも備えておるということでございます。

また、伊勢崎市消防本部では平成20年度から指揮隊を発足させ、災害現場での活動隊の統制、効率的な運用、隊員が安全に活動できるようにしている訓練をしております。このように、伊勢崎市消防本部もあらゆる災害に対応するための準備をしておりますので、当町としても地元にあります玉村

消防署、そして消防団と協力をして伊勢崎消防本部との連携の中で災害に対処していくということでございます。

次に、外国人子弟の教育についての質問にお答えいたします。民間ボランティア等の活用の一つに、玉村町国際交流協会が開催している日本語教室がございます。開催日時は、毎週金曜日の19時30分から21時まで、勤労者センターで開催をしております。ここでは、学習者の日本語能力そのもののスキルアップはもとより、日本人との共生が図れるよう実生活に即した事柄についても会員がほぼマンツーマンできめ細やかな教えをしております。また、外国人児童も保護者同伴であれば受け入れる体制をとっておりますが、現在のところ子供たちの参加はございません。先日は、中央小学校の日本人の児童及びその保護者を協会の日本語教室へ招き、会話や遊びを通して外国人学習者との交流を図ったところでございます。また、逆に協会の会員さんが中央小学校で開催する日本語教室へ出向き授業をお手伝いする例もあります。この件に関して詳しいことは、この後教育長のほうから外国人子弟の教育についての学校教育についての回答をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 外国籍子女の日本語教育についてお答え申し上げます。

現在玉村町では、4月現在645人の外国籍の方が住んでおります。そのうち49人の子供が玉村町の小中学校に就学しているところであります。この数は、小中学生が3,346人、その約1.5%に当たります。今年度5月現在、教育委員会の把握しているところでは、49人中、小学生19人、中学生3人が日本語能力が十分でなく、学習や学校生活に何らかの支障を来しているところで、通級しているところであります。国別では、ペルー1名、ブラジル7名、それからフィリピン11名、メキシコ3名の計22名となっています。そのような子供たちに日本語を身につけさせ、学校生活に適應できることを支援するために、玉村町では中央小学校に日本語教室を開設しております。

日本語教室には、県費負担教職員1名と、それからポルトガル語、スペイン語、英語、イタリア語、フランス語が話せる町費の指導員1名の2名体制で指導に当たっているところであります。日本語教室は、中央小学校の児童だけでなく、玉村町すべての小中学校からの児童生徒を受け入れて、日本語の指導が必要なすべての子供が通うことができるというふうになっています。まず、日本語教室では本人と保護者、それから日本語教室の先生2名、それから在籍校の担任との5者面談で、現在の子供の状況、思いや願いを共有した上で目標を定め、その目標に応じて通う曜日や時間を決めて個別指導に努めているところであります。また、ここ2年間は芝根小学校で外国籍児童がふえております。そして、日本語指導の必要性が高まっていますので、週に1回程度日本語教室の2名の先生が芝根小学校へ出向いて指導しているところであります。入室の方法については、外国籍児童が学校教育課で就学の手続をするとき子供の日本語の様子や母語などを聞き取り、必要であれば日本語教室を紹介します。そ

れと同時に、就学先の学校と日本語教室に学校教育課で聞き取った結果を伝え情報を共有し、スムーズに入室できるように配慮しているところです。具体的な指導内容につきましては、日本語の習得や生活の指導といった適応指導と、教科等の個別指導を中心に教育活動を行っているところです。それと同時に、自分の役割や他者とのかかわりを学ばせるような人間関係づくりも重視しているところです。そして、個に応じた指導をもとに自尊感情を高め、日本の社会に適応し、自己の将来の目標に向かって前向きに頑張れるようになることを目標としています。

それから、外国籍の家庭は地域との接点がないため、地域の人を招待して地域交流会も行っています。現在では、外国籍の家庭も地域の行事に参加するようになってきていると聞いています。さらに、日本語教室担当の教諭は、昨年度から群大の教職大学院で外国人児童生徒教育について実践研究をしていて、その実践の場である日本語教室の取り組みは県内でも今高く評価されているところです。今後も外国籍の子供は増加していくと考えられます。国籍がどこであろうと、すべての子供には学ぶ権利があります。その学ぶ権利を保障し、子供たちが自分の力を伸ばし生き生きと活動できるように支援していきたいと考え、今対応しているところであります。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君）では、2回目以降になりましたので、自席からやらさせていただきます。

まず、観光振興策についてですが、先ほどちょっと町長のお話の中でPR基盤の整備という言葉があったのですが、ことしはそうしますと、そういった情報発信というのですか、そういったものの基盤の整備を図る年というのですか、段階にあるという、そういう認識でよろしいのですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君）ホームページについては、今現在作成中というか、いろいろな情報を集めている段階でして、今年度中には何とか観光のホームページですか、そちらのほうを開きたいと考えています。ただし、マスコットキャラクターについては全協でも説明したのですが、今現在の段階では契約者、相手との契約の段階でして、7月1日にはそのキャラクターがお目見えして、産業祭ですか、そのときにはしっかり着ぐるみが登場できるような形でPRできるかなと考えております。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君）ことしはPRというのですか、そういった情報発信、特に観光というのですか、町の情報を発信する機能を整備するということですが、その次の段階としてはどのようなことを考えていますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） このマスコットキャラクターができますと、例えばいろいろなイベントがあります、町のイベント。例えばお祭りでも何でもいいのですが、そういうところにも出ていくような形ができるかなと思います、PRができるかなと。それとグッズですか、例えば携帯のストラップとか、いろいろなものを開発して、それをもって全国にPRしていきたいと考えております。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） ちょっと危惧というのですか、しているのは、要するに観光なのか、観光業を振興したいと思っているのかということなのです。観光というのは、どちらかという我々がどこかへ行ってみますよという、要するに来て、見てもらえればいいというのですが、観光業となると、やはりお金を落としてもらわなければ観光業とは言えないと思うのです。ですから、その辺を目指しているのかどうか。また、それに対する施策をどんな手順で考えているのかということをお尋ねしたいのです。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 観光で今目玉なのが花火です。花火については、情報発信として例えばこういう「じゃらん」なんかには、すごく大きくこちらに取り上げていただいています。それから、県の雑誌ですか、こちらのほうにもこのような形ですごくPR、情報発信はしております。それと、こちらのググッとぐんまですか、こちらのほうには玉村八幡宮も含めて、こういう形でPRしております。

将来的には、これはあくまで私の考え方なのですが、浅草なんて行くと人力車が走っていますよね、そういう感じのものも例えば八幡宮から歩ったりするような形で、観光ができるような人力車ができればいいのかなという考えもありますし、また今玉村塾というのがありまして、れんがのところがありますよね、そういうところの情報発信。また、酒蔵ジャズですか、そのコンサートしていますので、そういうものを含めて、例えば観光のカレンダーみたいなのができればいいのかなと。それとグルメマップですか、例えば玉村町はいろいろ、そば屋さんからラーメン屋さんからホルモン屋さんから酒屋さんからいっぱいありますので、そういうものをグルメマップみたいにできて、それを観光として持っていければいいのかとは考えています。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） いろんなやり方があるのだと思うのですが、やはりせっかく観光とするのですから、ぜひ観光業を目指していただきたいということがあります。多分PRをして、魅力を発信してお客様に来ていただいて、来ていただくと、やはりそこに何か商売をしようという方が必ず出てくると、特に一番典型的なのは、自然に発生して町ができるというのは門前町ですよね、有名な

神社仏閣の周りには、やはりそういったものが出てくるとかというのがありますので、ぜひその辺の流れをつくっていただければと思います。

ちょっといろいろ個別に聞いていきたいのですが、ゆるキャラというのですか、マスコットキャラクターについては最近よく、なぜか上毛新聞でシリーズでやっているものですから、先にこっちに答えられてしまったなという感じもしていますが、今の先ほどの話ですと募集は全国にかけたと、ただ選定は町の中でやったということですが、この辺の発想として、選定委員会で例えば5つなりなんなりに絞って、きのうかおとといか、総選挙があったのは。だから、そういうふうにやってみるとか、そういう発想はなかったですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） ご指摘の、この間ありました選定の感じのは、決まった方がほとんど選ばれている形であると思うのです。今回のマスコットキャラクターというのは、とりあえず全国から公募をしたのですが、その中で玉村町に全然関係ないものという、例えば犬とか猫とかというデザインもいっぱいありました。やはり玉村町にふさわしいものと言え、例えばバラとかモクセイとか竜とか、そういう形のものが玉村町には一番ふさわしいのかなという観点がありまして、そちらのほうを、要するに同じものを投票するのではなくて、それは難しいので、少し縮めて、それは観光プロジェクトチームというのがありますので、そちらのほうでちょっと選定していただきまして、そこからまた今回の選定委員会のほうへ送ったような形にしております。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） やはり情報発信というか、もう一つはだんだん参加型というのですか、そういったことをできるだけ考えていったほうがいいのではないかなというふうな、これは私の個人的な意見ですし、また特に観光なんていうのはかなり自由な発想で楽しく考えないと、大体うまくいかないというふうな感じはしています。

最近、これは余談というのですか、何人かの方に聞いているのですが、玉村町は標高が57メートルから72メートルの位置にあって、役場庁舎が69.87メートルのところにあるということなのですが、ああ、そうかと思ったのは、そうすると63.4メートルの標高のところがあるなど、せっかく634という数字が全国で踊っているのだから、PRするのであれば使ってもいいかなと。それで、本当に63.4メートルの標高ってどこかなというので見ましたら、これインターネットでやっていたので、どうもうちのすぐ近くだったのです。それで思ったのは、おとし12月に、皆さんの懐かしい風景というか、好きな風景というのをこの場でやらせていただいたのですが、そのときたしか町長が言ったのは、稲穂だか麦の穂が揺れて、そこに大きなコンバインで刈り入れるあの姿が好きだというふうなお話をされていたのを思い出して、ああ、そうか、ではうちの前に例えば63.4メ

ートルの標高はここだよと、今高度計というのですか、あれがあるから割と簡単にここだよというのは特定できます。そこに例えば6.34メートルの展望台でもつくって、それで美しい田園風景と、その刈り入れる風景が見られるよとって、入場料200円ぐらい取ってやってもいいのではないかなというふうにも思いました。だから、観光というのは多分そのくらいいいかげんという言い方はないですが、自由な発想でもっていかないと、なかなかいかないのかなというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 観光というのは、今原議員さん言われたとおり観光業というのが観光屋さんというのか、観光ですよ。私は、今まで玉村町で人を呼ぶということが非常に少なかったのではないかなと、その辺を玉村町の人たちが意識を変換して、人を町に呼び込もうということ、それには今東毛広幹道やスマートインターができてきたということと、この玉村町にはもっともっと眠っている魅力のあるものがあるのではないかなということで、いろいろ調べた中で、この観光ホームページを立ち上げるということになったわけです。お祭りがある、その一番の最たるものが、花火という全国のブランドになった花火大会が、この玉村町にあるということでございますし、どこへ行っても花火の話をして、必ずわかっていますよね、玉村町の花火は行ったことありますよということで。そうすることで、観光で人を呼ぶ、人を呼ぶということは、経済的に見ればお金を落としてくれるということになるのではないかなと、人を呼び込んでお金を落としてもらおうと、これが町の経済の活性化につながっていくということでございますので、私の玉村町における観光というのは、そういう形から人を呼ぶ、今まで呼んでいなかった人たちを呼び込もうというのが、この始まりではないかなと思っています。その中で、玉村町に少しでも来てお金を落とすだけだと。先日も、最近埼玉県熊谷市周辺行きますと、玉村町というと、私はいつも行っていますと、ちょいちょい行っていますという返事が来るという話を聞きました。なぜかといったら、それは玉村町に来ているのではなくて、コストコへ来るために玉村町を通っているということだそうです。ですから、コストコというのがそのくらい集客力があって、なおかつその隣にある玉村町は、そこを通過してコストコに行っている人たちがたくさんいるということがだんだんわかってきたわけです。これも、一つの観光として玉村町を売り出す要素かなと思っていますし、通っている人たちが何かの形で玉村町にお金を落とすしていく、ちょっと寄ってお金を落とすというところを考えると、先ほど原議員さんが言った田園風景を見せて200円の入場料取るのも、この一つの方法かも知りませんし、本来ならば関所でもつくって通行料取りたいですけども、そういうわけにはいきませんから、そうではなくて何か玉村町に寄って、せっかくコストコ行ったのだから玉村町に寄ってあれを買ってこようとか、あれを見てこようというものがこれからつくれるとすれば、かなり玉村町の、私は経済の活性化につながってくるなと考えておりますので、その辺を今後いろんな形で研究をしていきたいなと思っていますし、役場の中

の若い人たちに観光プロジェクトというので、今どうやって観光で人を集めるかということの研究させておりますし、そういうものが徐々に広がっていくとすると、それとまた商工会、いろんなＪＡとかと連携をしながら、町の魅力を全国へ発信していくという形で、これがキャラクターができて、そういうものが大いに利用できればと思っております。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） 今ちょうど町長のほうから若手のプロジェクトチームの話が出たのですが、これは所管というか、はどこですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 経済産業課です。リーダー、サブリーダーがいて、16名弱のメンバーがおります。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） その辺のプロジェクトは、かなり自由にさせているのですか、やっぱり何か基準、例えば今度のキャラクターの選定には絡んでいますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 今まさにそのマスコットキャラクターに全力を注いでいて、応募があった時点からずっと夜遅くまで皆さん頑張って、仕事終わってから委員会ですか、そちらのほうへ来てやっております。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） それで、これ幾日だったですかね、上毛新聞の6日付の中で、ゆるキャラで玉村町の話が出ていて、竜、バラ、モクセイといったものを題材にしたキャラクターというふうなイメージというのは、要は玉村町のイメージを表現したようなキャラクターを募集したというふうなことが出ておりますが、この応募の中で、例えばこういう見方があったか、魅力があったかといったような、そういった分析はされていますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 全国から募集したものですから、地元の人とは多分いろいろな、例えばバラとかモクセイとかと、そういうものについて例えば玉、そういうものについてはご存じだと思うのですが、全国の人というのはなかなかそういう面はわからない面があったと思うのです。それを

ホームページとかいろいろな検索をしながら皆さん発想してくれたのです。それが犬になったり猫になったりいろいろになっていると、例えば竜なら竜なのですけれども、竜にバラを着せたりとか、いろいろな発想が出ていました、デザインの中には。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） 済みません、そういうのでせつかくいろんなところの情報というのですか、やっぱり情報が込められると思いますので、ぜひ分析をしていただいて、我々が気づかない魅力といったものを研究していただければと思います。私これ前からというのですか、何かテレビで所さんのダーツの旅だったですかね、あれで例えば玉村町に来たときに、どんな紹介の仕方するのだろうなというのが非常に興味があるのです。だから、やっぱりいろんなそういったものも情報ですので、ぜひよく分析をしていただければと思います。

それと、ちょっとことはあれですか、例えば花火大会で新しく、何かさっき観光業はものを売らないと業ではないという話をさせていただきましたが、その辺の対応は何か考えていますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 営農センターですか、あちらのほうで今回昭和村さんと山ノ内町の人たちを招待します。そこで、その場所を借りて商工会も含めてJAの四季菜館ですか、そこも含めて、そこで冷やしキュウリとか、あといろいろなものを売る予定であります。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） 長々とやりましたが、要するにいろんな発想を持っていただきたいということと、私の、こんなこと言うとちょっとずるい言い方もかもしれませんが、やっぱり一つの提案でございます。絶対にこういうのでなければというのではなくて、やっぱりゆるキャラでもありますので、頭を緩くしていただいて、いろんな発想で否定することなく考えていただければと思います。そんな中で、ちょっと先ほどの話の中でふるさと大使の話が町長の中になかったかなという気もしますので、こちらのほうはどんな状況ですか。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） ふるさと大使につきましては、この4月から町の広報でありますとかホームページで今募集をかけている最中でございます。現在の状況なのですが、合計で9名の方に大使として承諾をいただいております。内訳は、東京在住の方が3名、県内高崎市ですが、1名、町内5名、計9名ということでございます。9名中、公募、いわゆる募集に応じてくれた方が4名と、あとは何かの玉村町とのつながりの中で、事務局からお願いした方が残りの方でございます。

その方々の特徴的なところを触れさせていただきますと、東京在住の方は大手の都市銀行にお勤めの方でありますとか、観光庁にお勤めの方でありますとか、いずれも玉村町出身の方です。でありますとか、先日まちづくり玉村塾の主催で、酒蔵でジャズが行われました。そのときの演奏者であります羽鳥さんですか、その方も東京在住なのですが、快くお引き受けいただいております。そのほか県立女子大に現在在学中の4年生の方が、玉村町のために協力したいということの申し入れございまして、大使としてお願いしていく予定であります。今後なのですが、大使の方々と、いわゆる協働して玉村町を売り出すというためにご尽力いただこうと思うのですが、具体的には例えば東京で行われるイベントであれば、その東京在住の方にご協力いただいて一緒に手伝ってもらおうとか、あとは玉村町近辺で行われるイベントなどについては県内の方とかにお願いするとか、あとは考え方とすれば、私は特に東京在住の方については、東京の個人事務所だと、よく大きい市なんかでは東京事務所というのを大きく構えていますが、とても玉村町ではそこはできませんので、その方々にご協力いただいて、玉村町の情報発信の場でもあるし、情報収集の場になるようなお願いを今後していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） 観光振興についてはこのくらいにいたしまして、その次の話、一つだけ確認をしたいのですが、町では災害の規模に応じて、その手順というか、マニュアルというか、そういったものは作成されておりますか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 町では、地域防災計画ということで、そちらを災害が起きたときのマニュアルということで準備をしております。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） その災害が起きたときというのは、災害の内容だとか規模だとかに応じてということではないのですか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 災害の規模ということで、今まではほとんど水害というのがメインに書かれておりました。3.11の震災以降、県の防災計画等もやはり地震等も入ってきています。そういうものをもとにして、町も見直しをしていくということでございます。今現在では災害対策本部の設置基準だとか、そういうものについても検討させていただいています。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） 一つだけ、これはたしかかまどとかまを各地区に配ったというのですか、配っているかと思いますが、こういう意見がありまして、いざというときに、配ったかまが何か2升だきだったので、これではとてもではないけれども、災害時の炊き出しには使えないと、その辺は聞いていますか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） かまどとかまを配ったというのは、自主防災組織に対して町として災害時にいろんなもので、消耗品等については町から配付をさせてもらうということで、多分その地域ではかまとなべというのですか、そこいらの要望があったのかなというふうに思いますが、そこで2升炊きのかまということで、小さ過ぎるというお話なのですが、そこら辺につきましてはちょっと私どももその話は聞いていませんので、地域からご要望があれば相談をさせていただいて、大きいものも用意可能なものはしていきたいというふうに考えています。

よろしくをお願いします。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君発言〕

3番（原幹雄君） 先ほどもちょっと話が出ましたけれども、一番想定されるのは洪水だということであると、洪水は面積広いですから、いざとなってやったときにかなりの人数が一様に避難してくるだろうというふうな前提でいくと、やはりその辺も対応したものをどうせなら準備したほうがいだろうなというふうに思います。

また、回答の中で、町長からのお話の中で、やっぱりどうしても今の法律ですか、自治法か何かの中に、消防は各自治体がやるというのですか、市町村単位でやるというふうなのがたしか書いてあったと思いますが、そういったことでなかなかその範囲が広げられないのですが、多分もういろんな設備なりなんなりは、そんなに一生の間に1回使うかどうかわからないような設備もしなければならぬような状況に来ているので、その辺もやはりもうちょっと範囲を広げた対応を考えていったほうがいいのではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょう。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 今現在、群馬県内には11消防本部がございます。その消防本部を県では統一をして、群馬県一本の消防本部化を目指すということで、今検討会が立ち上がっております。これにつきましては、今研究段階ということで県のほうで、まず最初の調査段階というところでございます。これから26年、27年に向けていろんな方策等が出てくるのかなというふうに思

いますが、今現在では調査段階というところでございます。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） 特に災害については、今回の東日本の大震災を見て一番感じたのは、要はいかに、もし地元の機能が残っているのであれば、地元が国だ、県だという、そういうところの指示を待たずに、待っているといつまでたってもできないと、やるのであれば、もうどんどんやっていかなければだめだというのを感じていますので、その辺も含めた、ぜひ対応を考えていただければと思います。

あと、外国人子弟の教育についてですが、いろいろ対応はなさっていらっしゃるようです。ただ、先ほど教育長からのお話の中で、自分というのですか、自尊心をやはり大事にしているのだというお話を聞きました。前に何かのときに聞いた記憶がありますが、まず相手を受け入れるという、相手の文化を受け入れますよという態度がないと、その次に進まないのだよというふうなこともありました。そんなので、逆に言うと私なんかは子供のころ、それこそ外人さん見ると、外人さん、外人さんというふうに陰に隠れたり、後ろについて回ったりという経験があったと思いますが、今の子はもう日常的にそういうふうに周りにいるので、やはりその辺の文化というのですか、そういったものについてもうまく活用するような教育をぜひ図っていただければと思いますが、教育長、一言。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 一言で言えば、国籍を問わず、いかに共生していくかということに尽きるのだらうと思います。やっぱりその基本は、お互い自分を知ることと、それから相手を理解すると、そして違いをお互いに認め合うと、そういうことを基盤にして、ともに生きていけるという力がついてくるのではないかなというふうに思いますし、これはすべての教育の面で大事にしていかなければならないというふうに考えて、今やっけていただいているところでございます。

議長（浅見武志君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） 以上で質問を終わります。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前11時20分に再開いたします。

午前11時5分休憩

午前11時20分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、13番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔13番 宇津木治宣君登壇〕

13番（宇津木治宣君） 13番宇津木治宣です。通告に従って質問をいたします。

まず、防災・安全のまちづくりをどう進めるのかについて質問をいたします。東日本大震災、原子力発電等の事故を通して、改めて防災・安全のまちづくりをどう進めるか、これが問われていると思います。それにこたえるため、住民に身近な地方自治体の果たす役割がますます重要なことは言うまでもありません。今回の大震災を踏まえ、当町の防災まちづくりの現状と課題について質問をいたします。思いついたまま質問を並べましたので、順序が余りよくないなというような感じですが、当町においてどんな災害があるかということイメージして、このこともある、このこともあるというのを思いつきながら書きましたので、その辺ご了承いただきたいと思います。

まず、何といっても災害の予防を重点課題にということになるかと思えます。災害の発生を最小限に抑え、被害の拡大を防止する安全のまちづくりについての基本的な考え方は、災害の発生を最小限に抑え、被害の拡大を防止すること、これに尽きると思えます。その観点から、玉村町における防災についていろいろ気がついたことがありましたので、質問をいたします。

まず、昨年起こりましたゲリラ豪雨対策であります。あれほどの雨が降るといのは、私も長い経験ではありませんでしたが、役場の前が長靴では歩けないような状況といのはだれが想像し得たかというようなことですが、実際に各地域で被害がありましたけれども、これらの工事の進捗、要するにそれに加え東毛広域幹線道路等で排水路の流れが変わると、それから住宅開発などで水田が宅地になるということは水があふれやすくなるということで、両方相まって、水対策といのは重要になっていると思えます。先日も経済建設常任委員会でその辺は話を聞きましたけれども、改めてお尋ねをいたします。

次に、いわゆる災害に備える住宅やライフライン、生命を維持する水道とか、いろいろなさまざまな問題についてお尋ねをいたします。まず、避難場所に指定をされている公共施設、先日も飯塚公民館の自主防災組織で、公民館に避難するのだよという話をしました。それら防災活動の一翼を担う、例えば社会福祉協議会の施設の耐震状況、みんなを守る、そこから出動して守りに出かける、そのところの耐震状況があやふやでは仕方ありません。各地域の公民館や防災活動を担う、そうした施設の耐震状況はどのように確認をされているのか、お尋ねいたします。

次に、災害の中でも危険物、先日利根川の浄水場で水道から発がん性のある物質、ホルムアルデヒドが国の基準を超える濃度で検出されたと、下流のほうの市町村では取水制限を直ちに行ったということで、ただその中でも連絡がとれなかったから水道がとめられなかったと、こんなような自治体もあったように新聞では報道されています。当町においては、もしそういう場合にいかなる対応で水道をぴたっととめるのか、そういう手配、段取り、そのマニュアルといのができているのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、地域防災計画とハザードマップであります。災害の発生について情報提供を行うのは、自治体の責務であります。これらの運用状況についてお尋ねをいたします。

次に、防災の基本ですけれども、自助、自分で助ける、それから互いに助け合う、それから自治体をお願いをする公助、それらがマッチして災害に強いまちづくりができると思いますけれども、その自助との部分で自主防災組織の結成状況であります。先日飯塚地区において自主防災組織ができました。消火班とか情報班とか、いろんな班をつくって、給食班、それらの役割を決めて、担当者を決めて、こういう役割をということでできたわけですけれども、それらの結成状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、先ほど原議員からも質問がありましたけれども、最終的には被害が一部地域に、要するに玉村町が大変な被害に遭ったということになると、玉村町周辺の自治体だけで持っている体制だけでは対応がし切れない、これは東日本大震災でも明らかなおりであります。玉村町は、ことしに入ります昭和村と防災協定を結んだわけですけれども、山ノ内町とも友好都市を結んでいます。それらを踏まえて、もうちょっとやっぱりこの辺を、さまざまな体制を構築していく必要があるのではないかと思います。専門家は、5つ要るのだと言っています。2つはわかったわけですけれども、もちろん周辺の自治体は当然のことですけれども、それ以外の相互応援体制の構築状況、見通しについてお尋ねをいたします。

それから、次に個人情報保護と支援のあり方についてお尋ねいたします。先日も自主防災組織でひとり暮らしのお年寄り等々、そのハンディキャップを持っておられる方々を、どうだれが避難をさせるのかという話が出ました。しかし、そういう人たちの一覧表とか名簿とか、そういうのがなかなか個人情報のはざままで公開はしにくいと、それが公開して何か別なものに利用されたら大変な問題も起こしかねないということで、災害の対応と個人情報とのはざまでいろいろ苦労しているというのが現状だと思います。どのようなことについて町は考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。防災教育や学校の危機管理についてお尋ねいたします。まず第1に、危機管理体制、危機管理マニュアルの策定状況についてお尋ねをいたします。何校かが、私も議員のところにもこんなのができましたというのを目にしていますけれども、全部どんな状況になっているのか、お尋ねいたします。

それから、2番目に避難訓練の実施や学校参観などを利用した保護者への引き渡し訓練やメール送信テストの実施など、避難訓練、さまざまな、要するに災害、それから犯罪に対しての対応策についてお尋ねをいたします。

次に、校舎の耐震化は終わっています。すべて学校は耐震化になりました。しかし、学校の中にはその耐震化にかかわらず危険な箇所が、大きな家具が倒れるとか、天井のちょっとしたところに危険なものがあるとか、さまざまな細かいところで危険性は潜んでいるのではないのでしょうか。そういうのもやっぱり学校全体で一つ一つ検討し、一つ一つその問題に備えていくということが必要なのでは

ないかということであります。

それから、災害が起こると避難をするわけですが、どこへどのように避難をするのか、そういう場所も、例えば利根川がはんらんしたらどこに逃げるのかとかという大まかな避難想定というものもやっぱり必要になってくるのではないかと、これは東日本大震災ではどこの小学校とか学校でも大変な、これが明暗を分けることになりました。

それから、学校において地域住民との連携を強化し、相互理解を図り有事の際の協力体制についてです。しばらく前ですが、上陽小学校で避難訓練が行われました。私も見学というか、参加をさせていただきました。そうしましたら、近くの農協の職員の方が黄色いヤッケを着て五、六人来ました。聞きましたら、上陽小学校で何か事件が起こったら、緊急にすぐ連絡していつでもいると。農協は、要するに学校やっているところは大体いますから、五、六人の男の職員がいるということで、連絡をするとすぐ駆けつけてくれることになっているのだと、そんなような関係プレーがありました。学校だけでなく、地域ともやっぱりそういう形で守り合う体制が必要なのではないかと思えます。

その次に、東日本大震災では学校施設が避難場所になったり、押し寄せる避難民の誘導や校庭での車両整備に全教員が当たったというふうに報道されています。調べましたら、当町においてすべての学校が避難場所の指定を受けているわけです。どんなときにどんな形で災害が起こるかは想像ができませんけれども、やはり学校現場でのもしもの避難のときの心構えというのですか、体制というのですか、そういうのも学校側でも多少の、こんなときはこんなことだというふうな理解をさせていただいているのか、体制はどういうふうになっているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

次に、児童や生徒に対しての防災教育ということで、これは一般論の話ですが、津波なんかでは、津波でんでんことということで子供に教えていますけれども、我々の玉村町ではどんな災害が来るかわかりませんが、こんな災害にはこんなことを気をつけるという災害一般論の災害教育というのはどのように進めておられるのか、お尋ねをいたします。

通学路の安全対策については、もう先般議員が、各人がお尋ねしましたので、これはさっき答えたとおりで結構です。

それから、子ども見守り隊ということで、長寿会とかさまざまな団体に、ヤッケを着て午後3時とか、3時ごろ下校タイムに子供を見守るといような活動で、私も時間があれば参加するようにしていますけれども、これらの活動状況についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 13番宇津木治宣議員の質問にお答えいたします。

町全体の防災・安全のまちづくりということで何項目かありますので、項目別にお答えしていきたいと思えます。災害による被害を最小限に抑え、被害の拡大を防止するということは、安全のまちづ

くりを進める上で基本であります。災害は、いつ発生するかわかりません。そのために、町は総合計画に示したとおり公共施設の耐震化や不燃化を図るとともに、公園や緑地の適正配置やライフラインの強化、確保する仕組みなど、災害に強い都市づくりを計画的に進めていくことはもちろんでございます。

さらに、災害時の混乱を回避するため、情報伝達や防災機材、災害用備蓄物資の充実や避難場所の整備など、きめ細かい仕組みを整えてまいります。しかしながら、被害を最小限に食いとめるには、自助、共助、公助それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切だと言われております。こうしたことから、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災意識の啓発や防災知識の普及に努めるため、防災訓練などを通して自助、共助、公助の連携を強化していきたいと考えております。

東毛広域幹線道路が完成しますので、それに対する排水路対策ということでございます。広域幹線道路の水道庁舎から藤岡・大胡線までの区間は側道を利用して、暫定ではありますが開通をしております。24年度末までには、2車線で開通する運びになっております。また、斉田・上之手線につきましては用地買収を本年度集中的に実施しているところでございます。来年度からは、本格的な道路工事に入れるよう鋭意努力をしております。

さらに、雨水対策事業として現在は滝川を流末に持つ滝川左岸排水路の整備を行っております。このことは、蛭堀と鯉沢から滝川への流出を早める計画になっており、排水量の流下能力を向上させることで被害を解消していくと、軽減させるものであります。また、斉田・上之手線及び東毛広域幹線道路に設置する雨水滝3号幹線、これは玉村小学校と給食センターの間でございます。ボックスカルバート3.5メートル、縦1.5メートルにおいては、総延長が1,270メートルとなっており、平成21年度から着手し、平成27年度までの完成を目指して現在も着々と工事を実施しております。

次に、住宅やライフラインの耐震化についてお答えいたします。耐震化の状況についてですが、建築基準法が改正され新耐震基準が適用されたのが、昭和56年6月1日であります。また、平成7年12月25日に耐震改修促進法が施行され、現在の新耐震基準を満たさない建築物について、積極的に耐震診断や改修を進めることとされております。該当する学校の耐震化が進められ、昭和56年以前に建築された公共施設で避難場所に指定されているのは、第4保育所、勤労者センターでございます。それ以外の避難所は、耐震化の改修がすべて済んでおります。また、地区公民館については現在38公民館がありますが、新耐震基準が適用になった昭和56年以前に建設されたものが10カ所の公民館であります。この10カ所の公民館については、今後調査をして耐震化を強化していきたいと思っております。

次に、危険物対策についてでございます。今回利根川水系の浄水場で水質基準を超える有害物質、ホルムアルデヒドが検出された問題で、県央第二水道関係には影響がありませんでしたが、緊急時の当町の体制は、県央第二水道事務所より平日は上下水道課、夜間、休日は担当課長のほうへ緊急連絡先として連絡があるということになっております。同時に、ファクスにて連絡があり、担当課長が担

当職員を招集する体制をとっております。今回のように水質問題が万一発生した場合は、県央第二水道事務所において供給制限や供給停止、まずは第二水道事務所のほうですということになっておりますが、当町も浄水場内にて受水を停止できます。停止します。水質検査を依頼し、飲み水の安全を確認しております。今回は、この県央第二水道事務所のほうからは、安全であるという連絡が入りました。

続きまして、地域防災計画とハザードマップの運用状況についての質問ですが、防災計画については昨年の東日本大震災後に、上位計画に当たる国や群馬県の計画が見直されました。群馬県の計画が平成24年1月に見直されたことを受け、県の見直しとの整合性を持たせるため、町の計画の見直しを行っているところでございます。今後、関係機関と協議しながら運用していきたいと考えております。

洪水ハザードマップについては、平成21年10月に町内全戸に配布をし、防災計画や出前講座などで活用しておりますが、毎戸配布から3年が経過したこともありますので、広報やホームページなどを利用して、住民の皆さんに再度周知をしていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の結成状況についての質問でございます。4月1日現在で25行政区のうち16地区で結成され、その組織率は78.3%となっております。自助、共助、公助の連携強化について先ほど触れましたが、共助の部分での中心的な役割を果たすのが、自主防災組織であると考えております。先日の区長会でも、組織結成についてお願いを申し上げました。また、組織された地区の区長さんからは、活動について相談がありましたので、この活動の参考にしてもらいたいと先進地域の事例集を区長さんに配付したところでございます。町としても防災訓練などの活動に支援を行い、全地区で結成されるよう今呼びかけているところでございます。

次に、自治体連携についてでございます。ことしの賀詞交歓会において昭和村と友好交流協定を締結し、協定に基づく玉村町及び昭和村友好交流協定に伴う応援細目が締結されました。内容は、これは応援ということです、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水、生活必需品及び必要な資機材の提供、被災者の受け入れ及び特に要請があった事項については、そこで判断をしていくということでございます。これが中心的な応援協定の細目でございます。また、昨年度から加入しました北関東・新潟地域連携軸推進協議会では、協議会を結成する市町村の区域で災害が発生した場合、構成市町村で相互に応援し、応急対策活動を行うため災害時における相互応援に関する要綱が定められております。この協議会は、高崎市が議長をしております。新潟県が5市町、群馬県が本町を含めて7市町、栃木県が5市町、茨城県が3市町の合計20市町で構成されておまして、いざというときにはこの交流市町がお互いに応援をするということでございます。先日の会議の中でも、茨城県の市長のほうから3月11日の東日本大震災には、この協議会に入っている市町から、いち早く応援体制を組んで応援していただいたということで、感謝の言葉が出ておりました。そのときは、まだ玉村町は入っておりませんでしたので、玉村町は関係なかったのですけれども、そのような状況で、今度

は入りましたので、恐らくこの県の市町からは、いざというときには応援が来ると、我が町としてもこの中の市町に何かあったときには、応援を出すということになると思います。

次に、個人情報保護と支援のあり方についてお答えいたします。近年個人情報保護に対する意識が高まる中で、地域でのさまざまな情報把握が難しい状況となっております。今般地域で亡くなられたことに近隣の人々が気づかず、相当日数が経過してから発見させるという、これが今新しい言葉で孤立死ということです。孤立死という大変痛ましい事案が発生をしております。厚生労働省からは、地域において支援を必要とする者の把握のための関係部署、部局、機関との連携、連絡、連携体制の強化を図るよう通達が出されました。

個人情報保護法においても、第16条、利用目的による制限、23条、第三者提供の制限で、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用、個人データの提供が可能とされている旨、国によって確認をされています。これらを踏まえて、地域での見守り活動の担い手である民生委員児童委員及び区長等に対して期待が高まっているということで、見守りネットワークの構築等を含め、情報共有化を促進する必要性が一層高まっていると考えております。

町では、毎年9月に民生委員児童委員を通して要支援者等の調査を実施し、災害時要支援者情報の把握に努めております。また、4月にそれらの調査結果に基づいた資料を区長会に提供し、情報の共有化を図っております。平成23年度からは、ひとり暮らしの方を対象として安心カード事業を実施し、民生委員、消防署、警察署とも連携をとりながら、緊急時に迅速な対応がとれる体制を図っております。また、各地区では地区ごとに自主防災組織を立ち上げているところもあり、自発的な動きが出ていていると考えています。地域の人たちの協力及び連携がより必要であると認識し、防災・安全まちづくりを推進したいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

2番目の防災教育や学校の危機管理については、教育長のほうから答えさせていただきます。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 防災教育や学校の危機管理についてお答え申し上げます。

まず初めに、学校における危機管理の基本ということですが、子供が家を出て家に帰るまでの子供が出会うであろうすべての出来事を想定し、それにどう適切に対応するかということだととらえているところであります。その範囲は、災害、事故、犯罪、感染症、問題行動だけでなく、子供たち一人一人の学力の保障も含めて学校生活の充実、さらには教職員の信用失墜行為の未然防止等も、すべての面にわたっているというふうに認識しているところであります。その上で、子供や保護者に安心と安全を保障し、信頼される学校となることが大切だと考えて、広い意味での危機管理意識の向上に努めていただいているところであります。

まず、ご質問の危機管理マニュアルでございますが、全小中学校で策定されているところでありま

す。教育委員会といたしましては、平成23年7月に大規模地震が発生した場合の幼児児童生徒の預かり等の対応及び震災時学校災害対策本部の設置についてを通知し、震度5弱以上の地震が発生した場合は子供を帰宅させず預かること、地震の規模により職員を招集し、災害対策本部を設置することを示しました。さらに、ことしの1月には町の地域防災計画、県の学校災害対策マニュアル等を踏まえ、玉村町危機管理マニュアル対応と作成の手引を作成し、各学校園に災害や学校事故等の基本的な対応を示し、各学校園の危機管理マニュアルの参考とするように指示したところであります。これらを受けて、各学校園では今まであったマニュアルを見直し、通信手段が使えない場合や大規模な被害が出た場合など、東日本大震災の教訓を踏まえたものに改善を図ってきたところです。そして、昨年度教頭主任会において各学校園の危機管理マニュアルや課題を持ち寄り、より実効性のあるものになるよう協議を重ねてきたところです。

次に、避難訓練の充実ということにつきましては、各学校では年間3回以上、多いところでは6回、幼稚園では毎月1回程度避難訓練を実施しています。また、これ以外にも小学校では緊急時の集団下校訓練等を実施しているところです。保護者への引き渡しにつきましては、あらかじめ引き渡す人を決め学校園で把握しておいたり、その手順を保護者に周知したりして、その体制を整えているところです。緊急時連絡手段としては、小中学校には既に平成20年度に子ども安全連絡網を整備し、幼稚園でも今年度メール配信システムを整備しました。年度が変わるごとにテスト配信を行い、順調に運用できているところです。災害は、いつ起こるか予測できません。避難訓練も教室での学習時だけでなく、休み時間中や子供にも前もって知らせないで訓練を行うなど、各学校園でいろいろな場面設定を工夫するなどして実施しているところであります。

次に、校舎内の安全、児童の待機場所の確保についてでございますが、東日本大震災では多くの学校において天井材の落下など、非構造部材の被害が発生し、人的被害が生じた例があるなど、改めて非構造部材の耐震化の重要性が認識されたところであります。各学校園においては、震災後即座に校舎を初め体育館、プールといった学校施設、また校庭等の隅々まで点検を行い、異常箇所等の報告は教育委員会になされました。緊急性のあるものについては早急な対応を行ったわけですが、待てるものについては震災後の6月補正にて対応させていただきました。また、その後においても各学校では学校保健安全法に基づきまして、日ごろからの点検はもちろんのこと、毎月学校施設、設備等の安全点検を実施しているところであり、教育委員会及び専門家による点検も実施済みであります。具体的には、学校施設等の非構造部材における天井材や照明器具、窓ガラス、外壁や内壁、設備機器、テレビなどの備品類、収納棚などの家具類、校舎の継ぎ目など、危険が想定される箇所等について普通教室のほか、特別教室等も含めて点検を実施し、改善が必要な場合には速やかに対策を講じており、校舎内の安全性や児童生徒の待機場所の確保についても配慮しているところであります。

次に、地域住民との連携、避難所の運営についてでございますが、子供の安全確保には地域の協力が不可欠であると認識しているところであります。そのため、地区別懇談会や学校評議員会等、日ご

ろから情報交換や安全に関する協議を通して、危機管理とその対応について協力体制を構築するように努めているところです。特に避難場所としての学校園については、子供がいる場合には子供の安全確保が第一で、避難所の対応については地域の人々の力をかりざるを得ません。そういう意味からも、ふだんから連携、協力体制を築いておくことが必要であると考えているところであります。

次に、子供たちへの防災教育についてであります。子供たちへの防災教育の基本は、子供たちが危険を予測し、それを回避する能力を身につけることでもあります。そのためには、日ごろから安全への意識や知識、そして技能を身につけさせ、緊急時、特に防犯、不審者、それから生活安全、転落や遊具の事故、あるいはプールの事故、そして落雷、突風、熱中症、交通安全、災害、地震や風水害です。すべての面にわたって適切な判断ができるようにしなくてはならないというふうに考えております。そのために、学校園では学校安全計画に基づき災害時の身の安全の確保や安全マップづくり、あるいは交通安全教室、集団登下校訓練など、学級活動や総合的な学習の時間で学習を進め、教育活動全体で安全教育を行っているところであります。

次に、通学路の安全対策、不審者対応についてであります。これは先ほどご回答させていただきましたので、省略させていただきます。なお、不審者につきましては複数人で下校するように指導したり、警察への通報の徹底、不審者情報を庁内の各機関で共有したりして、子供たちが被害に遭わないように万全を期しているところであります。また、1年生全員に防犯ホイッスルを配付したり、危険を感じたときに逃げ込める子ども安全協力の家を設置したりして、万一の場合に備えています。

最後に、子ども見守り隊の活動につきましては、すべての小学校では地域に働きかけ、子供の登下校時の見守り活動を行ってもらっているところであります。この活動によりまして、交通事故防止、不審者からの子供を守り、安全に帰宅させる上で大きな成果を上げていると認識しているところであります。子供の安全は、何よりも優先するべきものだととらえ、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって子供を見守る体制が徐々に充実してきているものと考えているところであります。これらの日々の実践の積み重ねによりまして、玉村町の子供の健やかな成長が図られることになるというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 続いて、自席から質問を続けさせていただきます。

先ほど来、公共施設や地域公民館、防災活動を担う施設の耐震化ということで、1点社会福祉協議会の施設の耐震状況について答弁が触れられていなかったのですが、あれは第1保育所跡地に古いまんま社会福祉協議会がいるのですけれども、社会福祉協議会が果たしている防災に対しての役割は、どんなものを期待しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 社会福祉協議会での防災でございますが、社会福祉協議会におきましては、防災に関して防災ボランティアがおります。そういった中で、町といたしましても防災用の用品、防災のための備品とか、そういったものを防災対策で今まで配備というか、そういう形で支援をしております。

そういった中で、社会福祉協議会、職員がかなり、50名ほどおります。そういった職員がいざというときには中心になりまして、全員招集がかかった中で対応させていただいているわけなのですが、地域の住民の方から、社会福祉協議会にそういったことで困ったことがあるとか、困っているとか、そういった場合にはすぐ飛んでいって援助すると、そういったことを行っております。当然社会福祉協議会の職員さんがよその市町村の災害時にも応援に行くこともありますし、そういった中でうちで起きた場合にも、よそから応援もいただけるというようなこともあると思いますが、住民の安心、安全のために、町でももちろんやるわけなのですが、社会福祉協議会と連携しまして、そういった要支援・要援護者とか、そういったものに対しましての支援をさせていただいているところでございます。

社会福祉協議会の耐震につきましては、先ほどのように第1保育所からの、もう50年ぐらい経過した建物でございますが、昨年できましたプレハブというか、新しい施設がありますが、そのくらいが新しい施設ということで、耐震化には確かになっていないのが現状でございます。よろしくお願ひします。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 社会福祉協議会の皆さん、地域の状況に一番詳しくて、特に災害に弱い立場の人たちの状況に一番密接なところにおられると、障害者、お年寄りや、例えばお弁当配りなんかでもやっています。独居老人がどこにいるかというのは、そういう人たちが一番よく知っていますから、そういう力をぜひおかりしたいところで、先日も、二、三年前ですか、行方不明の方々の捜索にも社会福祉協議会の職員の皆さんがぞろぞろ来て、何であれなのかと言ったら、そういう行方不明の探索をする係というのですか、役割を担っているのだと、改めて認識をしたわけです。

そこで、答弁の中には防災活動の一翼を担う社会福祉協議会の施設の耐震性について答弁がなかったのですけれども、これ答えられなかったのでしょうか、それとも見逃したのでしょうか、それともあれはいいのだと、こういうことでしょうか、改めてお尋ねいたします。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 大変ご質問につきまして失礼いたしました。見逃したわけではございません。先ほど申し上げましたように耐震性は、かなり前からの建物なので、ちょっとできていないというふうな状況でございますので、見逃したわけではございません。申しわけございません。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） いや、申しわけないと謝られても困るので。結局災害が起こったときに、助ける側というのですか、のところが助けられるほうになったのでは話にならないわけで、あそこの建物ががたがたになってしまって、それでいるようでは全然だめなわけです。そこで、例えば東日本大震災でも、公共施設のところがかなりやられました。丈夫な施設をつくればいいのだということで、切りがなく上等なものをつくるわけにはいかないというのがありますけれども、いわゆる町の中の基本的なものについては、相当なやっぱり認識をして、施設の耐震化というのを図っていかなくてはならないと思うのです。

私も監査委員のときに、社会福祉協議会の施設にお邪魔していろいろ話を聞きましたけれども、あの状態だと何か一番先にいってしまいそうな感じなのです。それで、町長どうですか、福祉センター構想があったときは、そこに社会福祉協議会を移動させるというような大まかな計画を私も認識していましたので、何となくそれまで待てばいいのかなとは思いつつありましたけれども、その話が頓挫した以上、その辺についても相当な期待をするのであれば、それなりの対応策というのをやっぱり考えていかなければならないのではないかと思いますけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） はっきり言いまして、今の社会福祉協議会の建物は、避難場所には適さないというのが現状でございます。もう既に非常に老朽化しておりまして、建てかえが必要であるという話は来ております。これにつきましては、J A跡地の問題もありますので、この辺と総合的に今考える必要があるかなということで、とりあえずプレハブをつくって、収容する子供たちの分だけは確保したのですけれども、現在の社会福祉協議会の本部建物というのですか、あれはそういう状況でございます。ただ、前回老人センターについては避難所として活用できるなという、おふるもありますし、食事の設備もありますし、できるなということでございます。

また、今言われました社会福祉協議会の職員については、非常に避難だとか、搜索だとかということに対しては、役場の職員以上のノウハウを持っておりまして、行方不明の高齢者が出たときには、もう第一に社会福祉協議会のノウハウを活用していただいて、捜査をしているというのが現状でございます。これは今後の災害時における社会福祉協議会のあり方というのか、町との連携の中で、社会福祉協議会の役割というのをもっと明確にしていく必要があるなと考えております。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 社会福祉協議会の重要性については、もう論をまたないと思うのです。私も町長も同じ認識だと思うのです。ただ、この災害ということ考えたときに、やっぱりライフラ

インとか核になるものを、一つ一つ耐震化を進めていくということが重要だと思うのです。そうすると順序があって、例えば消防署が一番先につぶれては困りますし、役場が一番先がたがたになっても困りますし、そういう要するに住民の生命と財産を守っていく、その守るべきところがきちっと自分で立てるような耐震化になっていなければ、ほかの話は絵にかいたもちになってしまうと思うのです。

総合福祉センターの計画の中で解消をということで先送りはしましたけれども、第4保育所はもう建ちますから、これはそういうことで。勤労者センターが避難所ですか、あれも耐震化の問題もある、それも若干いろんなもので宙に浮く傾向にあるということで、やはり災害に対しての備えというのは、心配なものを一つ一つ解決していくということを地道にやっていかななくてはならないので、そうだったのだよな、やっておけばよかったなということ、後悔先に立たずというのがあるわけですから、待つのは待つのですけれども、いつまで待てとか、そういうやっぱり日程上に上げる形で説明していただかないと、ごめんなさいと謝られる筋合いのものではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これについては社会福祉協議会のほうからは、非常に建物が弱っていると、老朽化しているということを言われてきております。私としては、先ほど申したとおりJA跡地の問題がありますので、JAの支所統合、そしてJA跡地のこれからの活用の仕方、そして社会福祉協議会のあり方というものを総合的に、これは一体的に検討していく必要があると考えているのが現状でございます。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） その話は、そういうことで終わりにしたいと思います。

それから、災害ということで地域防災計画の中で、どんな災害が起こるということを前提というのですか、考えて、地震、水害、先ほど言いましたね、想定される災害というのはどのようなものが考えられるのかと、おぼろげながら考えておられるのか、お尋ねいたします。高橋課長で。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 防災計画の中で、どんな災害かといいますと、やはりまず今までは水害がメインという考え方でございました。それで、昨年3月11日の地震を受けて、それから地震が入ってきているという状況でございます。また、ことしになりましたら竜巻というようなふうになってはいますが、今現在ではその竜巻についてのものは入ってございません。メインとすると、水害、地震というものがメインになっているということでございます。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） いろんなことを想定して、準備をするということがまず、想定したからといって、全部を守り切るということはできないと思うのです。この地球に人間が生きているということは、いろんなものをいじくって都合よくやっていることですから、地球の威力というのですか、自然災害の中で、人間というのはある程度無力な部分というのはありますから、仕方がないといえれば仕方がないのですけれども、それに備えていくということになるのかと思います。

それから、一つだけ町長にお聞きします。北関東・新潟地域連携軸推進協議会というのですか、組織に防災の部分を期待されるということですが、それだけでなく、かつて言われていた独自なおつき合いのできる自治体というのを探すというの、やっぱり何となく大事になっているのではないかなと思います。

東日本大震災なんかでも、いろんなところから緊急に援助とか何かがありました。例えば片品村に避難の方が大分見えました。あれは、片品村と福島県がではなくて、片品村と世田谷区とか、そういう東京都の区を通して玉突きな感じでこういう依頼が来たという、要するに親戚の親戚は親戚ということなわけです。北関東、新潟ですから新潟、栃木になればかなり役に立つというか、期待はできるかなと思いますけれども、それはある程度緩い連携ではないかと思うのです。もうちょっと踏み込んだ形で、何とか例えば北関東自動車道のところのある都市とか、似たような規模のところとか、そういうものと連携を深める努力というのはできないものだろうか。榛東村は、何か大洗町的那珂湊ですか、あっちのほうと仲よくするのだと言っていました。一つは災害協定だけでなく、海の魚を持ってきてもらうと道の駅で売れるのだからと、そういうことも含めて、単なる防災の意味だけでなく、そういう自治体連携というの、やっぱり含めていくと、昭和村とはそういうことになりましたけれども、それ以外そういう外交的な問題も含めて、一時町長その気になったのかなと思ったら、何か答弁では、のど元過ぎれば熱さ忘れるというのですか、地震から1年もたつと必要性もだんだん薄れてくるのかなと思いますけれども、その辺決意はいかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 北関東連携軸というのもありましたけれども、私もう一つ今進めているのが、中毛町村会でございます。去年は、議員の皆さんも一緒に懇談会をしたわけでございますけれども、この榛東村と吉岡町、玉村町ということで、この3町村の連携を今3人の首長同士では、これをもっと防災協定まで入れた中で深めていこうという話をしております。今月1度また会議があるのですけれども、また時期を見て、議員の皆さんとも合同でまたそのような形の中で会議をしていきたいなと思っております。国内というか、県内ではそんなようなところございまして、片品村のときも避難の人がたくさん来るということで、私も片品村の村長に、玉村町は避難の人は来ない状況でございま

すけれども、いろいろな物資だとかそういうものはありますから、必要なものがあればお送りしたいという連絡をしたのですけれども、今のところ間に合っているからいいですよという、そんな感じでした。そういう形で、昭和村、そして榛東村、吉岡町とは今後もっともっと密に連携をしていく予定でございます。

また、山の山ノ内町、農業の昭和村というのがありましたので、先ほど申したとおり海の町とのということも私も頭にあったのですけれども、海の町というのはこれから余りメリットがないと、津波が来てこちらが応援に行くのがせいぜいではないかなという感じでしたけれども、そんなことも考えながら、5市町村ぐらいと連携をとりなさいというのが専門家の、私もこの間防災のエキスパートの方の講演を聞いた中でそういう話もありましたし、そういうものは必要であると考えておりますので、決して3・11が終わったので、防災を忘れたわけではございませんので、常にそういうものを考えながら進んでいきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 次に、教育長にお尋ねいたします。

見事な答弁が返ってきたので、どこから手を出していいのかなという感じですが、やっぱり子供たちを預かっている学校ということは、本当にあらゆる災害の予知というのはあるのだなと改めて認識をして、私も孫が小学校に行っていますので、この子が事故に遭ったら困ると、本当に痛切に思うのですけれども、そこで地域と学校の連携はかなりうまくいっているのではないかなというような感じはしていますけれども、昨年ですか、上陽小学校の耐震が終わって、大規模改修が終わって引っ越し、それから庭の木の整理、相当な人数の人がボランティアで駆けつけて、私も行きましたけれども、やっぱりああいう形で地域とふだんから結びつくというのは、地域の力をかりるといのか、遠慮なく言っていただくと、そういう関係をつくっておくのが、最終的には災害に対する備えになるのかなと思いますけれども、改めてその辺の考えをお伺いいたします。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 今議員さんご指摘のことが、もう本当のことだというふう実感しております。実際子供の指導という面では、当然学校が責任持ってやらなくてはいけないということはあるんですが、昨今のいろんな社会情勢を考えたときに、登校から下校まですべて目を行き届かせるということは、もう不可能に近い状況です。そして、子供を取り巻く環境も非常に厳しい状況があると、単なる地震や風水害の災害だけでなく、人的災害、不審者も含めて、そういうことも間々あるという状況の中で、やはりいろんな複数の目というよりは、大勢の目で子供の一挙手一投足を見ていく、そのためにはやはりふだんからの学校、地域、そして保護者を含めた地域の連携が最も大事にされていかなければいけないというふう実感しているところであります。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 12時半に給食を食べに行くことになっていますので、以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

午後0時13分休憩

午後1時30分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、8番三友美恵子議員の発言を許します。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 8番三友美恵子でございます。暑い中、傍聴の方ありがとうございます。昨日は、村田議員より板井のまちづくりについてお礼がありました。私も一言お礼を申し上げます。狭くてわかりづらい板井の道が広くなり、車の往来も、消防車も楽に往来できるようになりました。子供たちの姿や、子供連れの若いお母さんやお父さんの姿も公園で見受けられるようになりました。思い起こせばいろいろな大変なこともありましたが、町長のおかげをもちまして、無事完成することができました。ありがとうございました。まちづくり事業ということは、ハードの道路や公園の整備ではありましたが、区民の人々の知恵を出し合ってきたこともあり、区民の心を豊かにしてくれた事業であったと感謝しております。まちづくりは人づくりということです。5年間の事業でありましたが、まだ少々残っている整備がありますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

本題に移ります。平成23年度、群馬県は群馬デスティネーションキャンペーンにより群馬の魅力、観光をもう一度掘り起こし、県のイメージアップ、さらに県の観光や地場産業の振興に取り組み、その経済効果は80億円、3月11日に東日本大震災がありましたが、観光客数は対前年度比で6.9%増とする試算を発表いたしました。また、大澤知事は、それぞれが今回の取り組みを通して地域の観光資源を再認識できたことが郷土への愛着を深め、今後につながる大きな成果であると考えております。今回の経験を生かして取り組みを継続することにより、本県のさらなる魅力アップを図るため、今後も積極的に観光振興施策を進めてまいりたいと考えておりますと記者会見で言っておられました。町長も大澤知事と同じく、我が町の魅力アップと郷土への愛着を深めるために観光事業に取り組み、観光により町の活性化をと考えていることと推察いたします。先ほども原議員にそのような答えをしていたので、そうだと思います。そのためには戦略が必要ではないかと思い、今回の質問をいたします。それでは、通告に従い順次質問いたします。

まず初めに、観光とまちづくりについてです。第5次総合計画の玉村町の主要課題、産業経済分野の中に、観光を本町の新たな産業としていくことが必要であると、観光が初めて総合計画の中で位置づけられました。また、平成24年度の施政方針も観光事業に積極的に取り組むとあります。そこで、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

1、マスコットキャラクターの製作や玉村ふるさと大使の任命など、準備を進めているようですが、玉村町のどのようなことを観光としてアピールしていこうと考えていますか。

2、観光を新たな産業とするということは、どのようなことですか。

3、玉村町の地域資源はどのようなものと考えていますか。以上、3項目についてお伺いいたします。

続きまして、玉村町ふるさと振興基金の活用についてお伺いいたします。平成17年1月1日から施行の玉村町ふるさと振興基金条例についてお伺いします。

1、この条例のできた経緯はどのようなことでしょうか。

2、この条例の目的としては、第1条に本町における地域振興事業を積極的に進めるためとありますが、地域振興事業とは具体的にどのようなことでしょうか。

3、第2条、基金の額は1億3,104万円とありますが、現在はどのようになっていますか。

4、平成17年から現在までにこの基金を使う事業はなかったのでしょうか。

5、伊勢崎市において、旧東村、旧境町、旧赤堀町のこの基金はどのように活用されていますか。

6、今後この基金を使って事業をする予定はありますか。

以上、6項目についてお伺いいたします。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 8番三友美恵子議員の質問にお答えいたします。

まず、観光とまちづくりについての質問でございます。マスコットキャラクターを活用してどのようなことを観光PRしていくかについてお答えいたします。玉村町には、地域に残る歴史的資産、花火大会、お祭り、また農畜産物などの資源があります。まずは、そのような既存資源を情報発信することで地域特有の魅力ある資源としてPRをしていくと、そして玉村町の知名度を高めたいと考えております。

次に、観光を新たな産業とするとはどのようなことなのかについてお答えいたします。観光を産業とするためには、町内企業との連携が不可欠であります。この町の農業、工業、商業とも連携を図り、特産品などの観光資源の新たな開発や既存の観光資源を生かした商品の製作など、観光産業として町内企業が活性化するよう検討を進めていきたいと考えております。

次に、玉村町の地域資源はどのようなものと考えているかについてお答えいたします。この地域資源というのは、歴史的な資産、そしてここに今あります自然、農産物、地域でいろいろありますお祭

りなど、さまざまなものがあります。このようなものを総合して、玉村町の地域資源ということにとらえております。他の地域にはない、町、地域特有の資源を玉村ブランドとして活用していくということを今後観光という面から検討していきたいと考えております。

次に、玉村町ふるさと振興基金の活用についての質問にお答えいたします。初めに、ふるさと振興基金条例のできた経緯というご質問ですが、まずふるさと振興基金の前身となるふるさと市町村圏基金から説明をさせていただきます。平成元年に、当時の自治省、現在総務省になっています。ふるさと創生と多極分散型の国土形成を促進するとともに、地域の自立的発展が見込まれる地方都市圏域の地域振興を支援するため、隣接する複数の市町村による基金の造成を支援し、その運用益を活用してさまざまな地域振興のためのソフト事業を行うといたしました。具体的な基金造成に対する支援策としては、構成市町村が基金造成のために出資する財源の75%は地方債で借入れを可能とし、後年度その元利償還金の30%から55%が財政力指数に応じて基準財政需要額に算入されるというものでございます。これを受けて、佐波郡の4町村、当時の赤堀町、東村、境町、玉村町と、伊勢崎市を入れまして5市町村で構成していた一部事務組合、伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合は、平成5年10月1日現在の人口割合で基金造成のための出資比率を定め、平成6年、7年の2カ年で構成市町村の出資金9億円と、群馬県からの助成金1億円を合わせた10億円のふるさと市町村圏基金を設置いたしました。この広域組合では、圏域の将来像を「ASITAにつなぐ華都ピア」とするとともに、ソフト面での振興方策を定め、基金の運用益によってソフト事業を中心とした地域振興事業に取り組んだわけでございます。

具体的な取り組み、この「ASITA」というASITAセミナーの開催や、学校教育、社会教育、ネットワークの構築、広域散策ガイドブックの作成、ASITA駅伝の開催、ASITAカップ、これはこの地域の少年サッカー大会でございます。ASITAカップの支援、広域ネットワークニュースの発行、広域リサイクル運動の展開、ASITAカルタの制作、そしてその大会の実施などがございます。しかし、その後市町村合併の機運が高まり、平成17年1月に本町を除く4市町村が合併することになったため、ふるさと市町村圏基金の原資10億円とその運用益は、基金設置当時の出資割合により新しい伊勢崎市と玉村町に分配されることになり、本町へは本町が出資した原資1億3,104万円と運用益995万7,092円を合わせた1億4,099万7,092円が配分されることとなりました。

玉村町では、既に地域づくりを目的としたふるさと創生基金が設置してあったため、この基金へ積み増しすることが可能かどうか総務省に問い合わせたところ、総務省からは、ふるさと創生基金とふるさと市町村圏基金は、その目的と地域づくり、地域振興という点で同じであるが、ふるさと創生基金は取り崩し可能な基金であるのに対し、ふるさと市町村圏基金は果実運用型の基金であるため、その運用方法は決定的に異なる。そのため、新たに地域振興を目的とした果実運用型の基金を設置しなければ地方債の繰上償還や交付税の錯誤措置は免れないとの回答を得たということでございます。そ

のため、本町では果実運用型の玉村町ふるさと振興基金を新たに設置するに至りました。以上が基金設置の経緯でございます。

なお、総務省はその後、ふるさと市町村圏推進要綱を平成21年3月31日をもって廃止し、自治体の財源不足の穴埋めなどを目的とした基金の取り崩しについて認める方針を決定しております。

次に、条例の目的である地域振興事業とは何かという質問ですが、具体的には地域経済、地場産業の振興、文化振興、生涯学習やスポーツの振興などのほか、協働推進や観光事業についてもその一つであると考えております。そうしまして、現在の基金残高は平成17年に配分を受けた額に7年間の運用益を加え、現在1億4,340万1,818円でございます。

次に、これまでこの基金を使う事業はなかったのかという質問ですが、現在このふるさと振興基金と同様の目的を持ったふるさと創生基金を活用しておりまして、ふるさとまつりや花火大会、産業祭等の事業に充当しております。昨年度の運用益が18万6,180円と、これは低金利でございますので、非常に少ないわけでございますけれども、影響で運用益が少額となっております。ふるさと振興基金については、条例第4条第2項の規定に基づき運用益を毎年度予算に計上して、この基金に繰り入れをしている状況でございます。

なお、伊勢崎市においてこの基金はどのように活用されているかということですが、先日伊勢崎市に問い合わせをいたしました。平成17年に合併した時点で、合併市町村にあった複数の基金の整理統合を進め、ふるさと市町村圏基金の新市への配分額約8億2,600万円については、その他の6つの基金と統合し、伊勢崎市都市整備基金として新たに設置したということでございます。また、この基金は設置当初21億8,300万円ほどあったようですが、公共下水道や住環境の整備、緊急的に必要となった大規模な土木建設工事、庁舎の建設、地域振興などの事業に充て、昨年度末の残高は約13億8,800万円まで減っているということでございます。

今後この基金を使って事業をする予定はあるかということですが、ふさわしい事業があればもちろん運用益を充当したいと考えております。また、場合によっては基金を整理することも視野に入れ、今後検討していきたいと考えております。いずれにしましても、運用益の充当や基金の整理などについては必ず予算を伴うこととなりますので、条例改正が必要になる場合も想定されますので、そのときに改めて議員の皆様にご審議をいただきたいと考えております。

以上です。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） では、自席より第2の質問をさせていただきます。

観光ということ、観光は光を見せるということだそうです。光を見せるというのは、玉村町の魅力とか、そういうものをアピールしていくということだと思うのですけれども、先ほどいろいろ町の歴史資産とか農業とか工業、商業、いろいろなものがあるので、それを活用していきたいという話があ

りましたが、町長が先ほど原議員に言うておりましたが、玉村町は大分知られてきたけれども、通り過ぎるということで、玉村町に寄るといふことはなかなか今のところまだ、知られるようにはなつたけれども、寄ることがないといふような話をしておりました。昨年のデスティネーションキャンペーンがありまして、あそこではいろいろ歴史資産を見るツアーなどを組みまして大分好評を得て、ガイドの人たちも一生懸命勉強して、玉村町をアピールしようといふことでガイドの人たちがやっけてくださりまして、大分玉村町はいいところだといふのをわかつてくださるようなところもありましたが、そのアンケートなんかをとりますと、やっぱりお土産がないとか、寄るところがないとか、そういうようなアンケートの結果が出ています。観光としてやっけていくのに、玉村町に拠点が必要ではないかと、その観光の拠点といふか、お土産をかうところでもいいし、観光ガイドの人たちと話ができるところとか、そういう拠点がなないので。喫茶店もないですし、何もなしです。玉村町に拠点づくりをしていっしてほしいといふのがきょうの観光のところの目的なのですけれども、そのところは町長、どのように考へておられますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先日商工会の総会でお話をしたのですけれども、人が来るといふことが第一でございまして、人が来るといふことでは花火大会を初めいろいろイベント、そして今話しましたコストコ効果といふことで、玉村町も人が来るといふことには大分成果を上げてきたと、そうすると今度はその来た人に、どう玉村町にお金を落とさせるかといふことではないかなと思っております。その観光といふ大きな文字を使いながら、まずは玉村町に人を呼び込み、そしてその人たちに玉村町の特産を買っていただいて、経済の活性化につなげていくといふことではございまして、今三友議員が言われたように、その足場をつくらなくてはいけないといふのは本当の話でございまして、これからこの観光の中の一つの事業として、みんなが玉村町に寄っていき、一休みをしていき、お土産を買っていきといふそういうものは、これが一番今玉村町に求められていることかなと私も考へております。具体的に、ではどこに何をするのかといわれますと、そこまでちょっと今答えるだけのあれを持っていませんので、その辺を一番大事なことだと考へながら、この観光事業を進めていくといふのが現状でございまして。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） やっぱり観光といふのは、本物でないと人は集まらないといふのがあります。大下先生に、この間、去年ですか、講演会に来ていただきました。「集客まちづくり」といふ本の中に集客まちづくりの3つのステップといふのがありまして、愛着と誇りを持てる舞台づくり、ふるさとづくり、それをまず第一にやり、その舞台づくりができたならば、人の目による地域の磨きかけ、人がここに来てくれて、この町はいい町だねといふことによつて、自分のうちの町はいい町な

のだという、住民たちも自分たちの町に誇りを持って、そこでまた少し動きが出てくる、そしてその人の目によって地域が磨きかけられると、また集散往来による地域の活性化、そういうのができ上がっていくというようなステップを踏んで、まちづくりはいくのだよというようなことが書いてあるのですが、まず本当に愛着と誇りを持てる舞台づくりということで、まちづくり玉村塾、町で始めたことですね、これは。歴史資産を生かしたまちづくり、事業は10年になります。いろいろなことをやりながらここまで来て、観光ということにめぐり会えたというか、そういうことの中でまた少し、10年目でもうだめなのかなんていう気持ちもあったのですけれども、ここで少し息づいたかなというような感じで、デスティネーションキャンペーンで大分皆さんに好評を得ていただきまして、ガイドなんかも。ガイドの人たちも、一生懸命やっていくつもりはあります。玉村町をもっと活気づけて、集客できるような町にしたいというふうに考えておりますが、やっぱり拠点がないとできないところはありますし、玉村町には八幡宮という物すごい大きな財産があるのです。あそこを拠点にすることが、本当に玉村町にとっては一番大きな意味があるのではないかと考えております。

その点について何かいろいろ考えていることはありますか、経営企画課長。課長さん、いろいろアイデアがありましたら。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） 済みません、突然の振りだったものですから、ぼおっとしてしまいました。

おっしゃるとおり、玉村町において観光ということに目が向いてきて、玉村町にどういう形で人を呼び込むかと、つまり相手目線になって町をどうやってつくっていくかというような機運が出てきたのかなと考えております。まだ観光という面で言えば、いわゆる神社仏閣、有名なものがあって、いわゆる観光地でない中で観光事業に取り組むというのは、そういったものとは違う、例えば昨今は温泉地に行って大騒ぎする観光よりは、少人数で体験型だとか、滞在型の観光に大きく今シフトしているようです。

玉村町の歴史文化ということも一つの体験メニューになってくるかと思うのですが、例えば農地もたくさん広がっておりますし、なかなかその辺まだ未開発の部分なのですが、いわゆるグリーンツーリズムですか、体験型の農業体験ですか、今回6月の広報で募集かけたのですが、昭和村で農業体験しようというようなプランを提案しております。そういったものも、わざわざ昭和村まで行かなくても、玉村町でも何かできるのかなということの思いもあります。そういったもろもろの観光のいろいろなメニューが考えられるのですが、そういったメニューを発信する場所だとか、あとは玉村町にいらっしゃった方がそこでそういうメニューを体験できるとか、そういったものも今後必要になってくるのかなと思います。やはり通年型の観光というものを意識するならば、そこまで広げていかないと、なかなか観光というのが定着しないのかなという、そういう思いはあります。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） そうですね、すごい玉村町にいたり、私なんか前橋市とか玉村町に住んでいると何でもないようなことですよ、麦秋といって麦が黄色く染まること。それは、私たちにとって何でもないことだけれども、そういうことを経験していない人というか、麦のないところにいる人たちは、グリーンの5月、6月の緑の真っ青の中に麦秋があるというのが、すごい感動するというような話も聞きますし、私たちが感動しないことでも、要するに外から来た人の目というのはまた全然違うものがあるので、そういうのをぜひ開発して行ってほしいし、富岡市の絹遺産、玉村町にもあるのです、いろいろお蚕に関するいろいろな遺産も。そういうのも掘り起こしていけば、まだまだそれこそ観光して回るところが例幣使道だけではなくて、絹遺産も回るところがかなり玉村町の中にあります。そういうのも取り入れていくと、またおもしろいつアーが組めたりとか、いろいろすると思うのです。私は感心しているのですけれども、観光推進プロジェクトチーム、若い人たちが今一生懸命、役場の中だけではなくて、本当に土曜日も日曜日も夜もいろんなところに出没して活躍してくれている、ああいう人たちがもっといろいろ探してくれば、もっといいものが見つかるのではないのかなと思っております。

あとは、その拠点づくりについて町長が本当にしっかりとこれを持っていかないと、観光というところが見えてこないと思うのです。ただ来てもらってお土産屋さんにご寄るとか、そういうのだけだとお土産屋さんもわからなければ、今資料館が文化センターにあるのです。文化センターにあると、例幣使道って歩きに来ている人たちもいるのですけれども、文化センターまで行かなければ、その文化のこととかというのがわからないのです。もし例幣使道沿いに資料館などがあれば、そこを寄りながら、そういう拠点を見ながらとか、お土産を買いながらという、まだいろいろな、要するに仕掛けづくり、観光の仕掛けづくりを町が積極的に真剣にやっていかなければだめだと思うのです。この間何かの本の中に、観光は、やっぱり主導は行政です。行政がしっかりとプランを立ててやれたらば、成功するということを書いてありました。観光庁長官、前の初代の方だったと思うのですけれども、行政のアイデアがかなり大事だということを書いておりました。行政が、最初の基盤をしっかりと取り組んでいくことが大事ではないかと思うので、町長にはもう一回、この観光をしっかりと町の産業として根づかせるためにはそこら辺を、今土台づくり、まちづくり、ふるさとづくりをやっていかなければこの先はないと思うので、そこら辺の心構えをちょっとお聞かせ願います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 観光というのを町を挙げてという、協働のまちづくりの中で民間の力を最大限に活用しなくてはいけないというのはわかっていますし、そこまでいくのに行政がどのぐらい主導力を発揮できるかということだと思うのです。そこまでいけば、もう行政と民間が一緒になって前へ

進むことができますけれども、そこまで行くのに今三友議員さんが言ったとおり行政が主導をして、主導権を持って進んでいく必要はあるなと考えております。

また、拠点づくりということで、これはかなり大きなことでございますし、構想的には幾つかあるのですけれども、これからそれを具体化していかななくてはいけないかなと。もう一つ、先ほど出ました資料館、非常に奥まったところに飾ってあるので、もったいないのですけれども、あの玉村町の資料館はかなりの価値があるなと、ほかの町へ行っても、あれだけの資料館があるのはなかなかないのではないかなと思っています。ですから、ただあれが文化センターの一番奥の部屋にあるというのが非常にもったいないです。ですから、あれをだれでもが気軽に入れる、例えば役場の周辺だとか、八幡様の周辺だとかに持ってこられる、例幣使道の道の端に持ってこられるということ、これは玉村町の観光の事業の中の一つになるかなと、これはやらないといけないのではないかなと私は考えているのですけれども、まだ具体的なそこまでの答えができるほどまではいっていないというのが現状でございますけれども、あの資料館をもっと生かしていきたいなと思っています。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 資料館は、ぜひ例幣使道に持ってきていただきたいと思います。

それからもう一つ、集客するための人が集まる場所、その集まる場所をつくっていかねばやっぱりいけないのではないかと。町民も集まる場所がないので、気楽に行ける喫茶店とか、コミュニティーカフェとか、そういうようなものが町の中につくっていかねば、またそこに例幣使道の資料があったりとか、パンフレットがあったり、お土産物のパンフレットが置いてあったり、その中で来た人と話し合っただけの場所があると、そういう場所がぜひ必要だと思うのですけれども、そういう場所をつくる気持ちはありませんか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） ちょうど今町は過渡期に来ていまして、いろいろなものが20年、30年たってきたと、それを改修するか作り直すか、新しくつくるかという、そういう時期に来ています。ですから、そういうものをさておいて、新しいものを簡単につくるといふわけにはいきませんので、まずはそういうものをつくっていかなくてはいけないということの、ちょうどそういう時期に来ていますので、その辺の時期とバランスをとりながら、今言われたような資料館については考えていく必要があるかなと思っています。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 今資料館の答えですか、コミュニティーカフェの話、それも含めてですね、含めてつくっていくと。新しいものをつくらなくてもいいのです。古い歴史資産を生かした建物の中

でそれが実現できれば、それはまたそれですばらしいことだと思うし、そこら辺はアイデアをいっぱい出してもらって、町主導で本当に始めていただかないと、民間の人たちはそれに乗ってやるということもできないと思いますので、町主導でやっていただきたいと思います。

そこで、次のふるさと資金ということに、私はそこら辺を考えて今回の質問は2つ続けているのですが、先ほどお答えがありました、基金の地域振興事業とは何かということの中に、先ほど町長は観光事業というのが入ってありました。この観光事業の中で、今私がつくってほしいというようなものが、この基金を使ってできますでしょうか。

議長（浅見武志君） どなたでしょうか。

〔「どなたでも、できると言ってくれる方に」の声あり〕

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 基金の目的からいけば、要するにふるさとを振興するという意味ではできる可能性はございます。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 可能性はあるということで、本当でしたら運用益だけということではありますが、先ほど町長が言ってくださいましたように、条例を改正していけば原資も使っていくことは可能なのでしょうか。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） ご質問者の言うとおりで、この基金につきましては果実を運用するというタイプの基金でございまして、そのためには元本を使うということになれば、条例改正が必要になってくると思います。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） きょうは早く終わってしまいそうなのですが、これで条例改正をして、この基金を使いながら観光をしっかりやってほしいというのがきょうの私の主題です。それについて町長、しっかりとしたお答えをいただければと思います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 一番肝心な資金のことまで教えていただきまして、今までそこまで私自身は考えていなかったのですけれども、そういう資金があるということと、その資金の使い方ということでございますので、今後十二分に検討ができることとっております。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） きょうはちょっと短過ぎたみたいですがけれども、ぜひ観光ということをも町の大きな産業にしていくというのであれば、町が主導的な立場に立って拠点をつくるということをし
っかりやっただきまして、この事業のお金もこの基金を使えば、まず動き出すということができ
ると思うのです。この動き出しを始めていただいて、町の観光をしっかりやっただきたいと思
います。

以上で終わります。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後2時15分に再開いたします。

午後2時5分休憩

午後2時15分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、6番筑井あけみ議員の発言を許します。

〔6番 筑井あけみ議員登壇〕

6番（筑井あけみ君） 議席番号6番筑井あけみでございます。議長の命を受けましたので、通告
のとおり一般質問をさせていただきます。

本当に長時間にわたり、傍聴の皆様にはご苦勞さまです。質問のほうも、私、残すところもう一人
ということで2日間が終了するところですが、今回私は健康福祉分野について質問をさせていただきます。

最近24年度の事業として、玉村町では去る5月25日には上陽の北部公園においてフェスティバル
が開催され、多くの町民の方が参加され、にぎやかな事業になっていたように思います。また、そ
のときの午後の消防のポンプ操法大会であります。上陽地区の第10分団が優勝され、その後の伊
勢崎の大会に向けまして、連日東部スポーツ広場のほうまで出向きまして、伊勢崎大会と同じような
環境で毎晩練習をしているとのお話も聞いております。第9分団も応援に駆けつけ、照明を照らした
り、足りないところは応援をしているというような、本当に消防団の生き生きとした姿というのを聞
かせていただいている昨今であります。

また、道路行政につきましては、先ほど議員の方から出ましたように前橋南部パワーモールの相乗
効果でしょうか、玉村町の通過車両は大変ふえました。私の家の裏の道路も朝晩の交通量も大変多
くなり、帰りの児童の下校時間においても横断歩道が渡れないような現状が起きております。道も生き
ていますし、行政も生きております。そういう中で、私たちはしっかりと行政と一緒に、町の

ために、町民のためにいいことを見きわめ、判断しながら進んでいかななくてはならないということをもたまた私なりに感じました。では、質問に入ります。

まず、1、ワンコイン検診事業を推進すべきではないか。町では、住民の健康保持、増進に向けまして、保健センターを拠点とし、保健事業を行っております。しかし、各種検診の受診率はなかなか上がっていきません。毎年毎年努力をしていただいているのですが、低いのです。国の目標である受診率50%を達成するのは大変難しく、年次計画を立てているようですが、達成できないのが現状だと思います。そこで、受診率の向上と生活習慣病の予防対策事業として、ワンコイン検診事業推進の取り組みを伺います。

2、24時間健康相談サービス事業の推進を求めます。困ったときはまずダイヤル、急病の不安や心配事を解消し、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険制度の安定した運営を図れるよう健康医療に関するさまざまな相談から緊急医療、医療機関の案内等も含め、住民からの相談を受けたいかがか、伺います。

3、震災被災者、避難者に花火大会見学を招待したらいかがかとお尋ねいたします。昨年の3.11から1年たち、毎日一日一歩進んでいますが、なかなか立ち上がれないのが現状ではないでしょうか。本当にこれからは心のケアが必要になってくると思います。本当にそういう人たちの少しでも応援ができるように、一晩の一夜の夢でもよろしいので、こういった大きな花火に来ていただき、心を和ませていただけるような招待が町としてできるのかをお伺いしたいと思います。また、その計画があるのか、現在ではどのような企画、計画で準備をしているのかも伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 6番筑井あけみ議員の質問にお答えいたします。

ワンコイン検診事業を推進すべきではないかについてお答えいたします。受診率の向上のため、ワンコイン検診の推進ということですが、全国的には名古屋市でがん検診の自己負担金を一律500円で実施しております。現在当町で実施している検診の自己負担金、国民健康保険加入者の40歳から65歳の方を対象に実施している国保特定健診が1,000円でございます。20歳から39歳の若い人を対象にしているレディース、ヤング健診が同じく1,000円となっております。また、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんなどのがん検診の場合、集団検診は自己負担金500円で既にワンコインになっておりますが、医療機関で行っている個別検診は1,000円となっております。また、胃カメラ検診の場合は検診単価が高いことから、個人負担金2,000円となっております、毎年胃カメラを希望する人がふえており、胃がんの早期発見につながっております。逆に個別検診のバリウム検査は個人負担金1,000円ですが、受診者数が減少しており、個人負担金が多少高くても本人が希望する検診を受ける傾向にあります。

さらに、平成21年よりがん検診推進事業として、5歳刻みの節目の年齢の方に無料クーポン券を発行し、受診率の向上を図っておりますが、無料クーポン券の対象となった年は受診しますが、翌年はまた受けない人もかなり多いと、全体的な受診率の向上にはつながっていないというのが現状でございます。今後国保特定健診、これは集団健診でございます。ヤング、レディース健診、胃カメラ以外の個別がん検診でワンコイン検診を実施するとすれば、国保特定健診が年間60万円程度、レディース、ヤング健診とがん検診で約65万円が町の負担増となるということでございます。がん検診や特定健診等の受診率を向上させ、生活習慣病を予防するために、現在もいろいろな対策を実施しておりますが、ワンコイン検診で受診率が向上ということになりますれば、今後このワンコイン検診の導入についても検討していきたいと考えております。

次に、24時間健康相談サービス事業の推進についてお答えいたします。急病や心配事などで困ったときに、まずダイヤルということですが、現在当町におきまして、そうした場合に電話や健康相談等でどんな対応をしているかご説明をいたします。まず、急病で一番困るのは、子供が夜中に熱を出したり、急にぐあいが悪くなったときだと思います。昼間の診療時間内でしたらかかりつけの医者にご相談に行きますが、夜間の場合、保護者の方はどうしたらよいか慌てしてしまうと思います。そんなとき、群馬県で実施している群馬こども救急相談が利用できます。これは、シャープで8000番にダイヤルをするということでございます。そして、子供の症状を話しますと、そこですぐ医者に連れていけとか、しばらく様子を見たらいいのではないかとか、また家庭でこういうことをしたらいかかかというような対処法などを保健師や看護師がアドバイスをしてくれます。また、医療機関への受診が必要な場合には、救急医療情報も教えております。伊勢崎、佐波地区では、伊勢崎佐波医師会病院が無休で24時間診療を行っております。町では、出生届のときに保健センター窓口で群馬こども救急相談の案内のカードやティッシュを配付し、保護者の方への周知を図っております。

さらに、身体障害、知的障害、精神障害などの障害に関する相談は、この4月より玉村町障がい者、これは障がい児でもございます基幹相談支援センターで電話相談、この電話番号は75局の1212がこの電話相談の番号でございます。ここで行っております。また、最近は精神に関する相談がふえておりますが、群馬こころの健康センターの専用ダイヤルで医療機関へのご案内や受診方法の助言等を行っております。

また、お年寄りの介護や認知症などに関する総合的な相談は、役場の地域包括支援センターや、認知症に関しては精神科の病院に併設されている認知症疾患医療センターでも電話で対応をしております。また、町の保健センターでは、育児や病気に関する相談は随時電話で受け付けております。なお、昨年自殺予防対策のため町で作成し、全戸配布しました自殺予防啓発リーフレットには、悩み事がある場合の相談機関の一覧で電話番号や受け付け時間等が掲載してあります。

以上、現在はそれぞれの相談機関で電話対応しておりますが、今のところ町民の方から相談するところがわからなくて困ったという苦情は聞いておりません。今後は、相談機関同士の連携を密にして、

最初に電話を受けたところでもまず話を聞いて対応し、必要に応じて専門の機関につなげていくようなネットワークづくりが必要だと考えております。

次に、玉村の花火大会への震災被災者、避難者の招待についてお答えいたします。昨年の花火大会は、震災復興支援事業として開催し、被災地から町内に避難されている3世帯を招待いたしました。また、ことしにつきましても震災復興支援としまして協賛金の一部を義援金として寄附するほか、被災地から町内に限り避難されている2世帯を招待する予定でございます。一応町外の避難者についての把握が今のところできておりませんので、町内だけの被災者ということで招待をする予定となっているということでご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 2回目からの質問を自席にていたします。

最初のワンコイン検診事業なのですが、このワンコインというのは、どなたにでも響きのいい金額で、公平にどなたでも受けられる、どんな検診にでもというような意味があり、町民の満足度、それから安心度を持たせるような事業かなと思っております。県内の町村におきましても、このような取り組みをしている事業もありますし、最近では企業においてもこのような取り組みをしているようなところが見られてきています。これは、玉村町の町民の人たち、特に思うのには子育てをして働いている、そういう女性のがんの受診率も大変低いと思います。そういうところの人たちにも伝わるような検診、そういうことでこの発想というのはすごいいいなと思っておりまして、私も議会として平成22年の11月ですか、先進地であります千代田町のほうに、国保の事業とあわせて視察に行っております。そこも、一生懸命ワンコインでその成果を出しております。どういうふうに啓蒙活動しているのかなということ聞いてまいりましたら、いろいろな講座を町で主催しているときに、職員のほうが出向いて行って、検診があるのですよと、ワンコインで500円で受けられるのですよ、そうすると体のどこまでも隅々まで診ていただけるし、安心して暮らしていけるというような出前的な啓蒙活動をしているというようなお話も聞いてまいりました。どこにおいても、受診率が伸びないのは大変悩んでいるところだと思うのですが、当町においても、玉村町においてもいろいろとご苦労いただいていると思うのですが、それにおいてもなかなか伸びていけないので、私はこのような発想の違う、取っ付きのいいような言葉での検診はいかがかなと思って提案を申し上げますが、その辺を担当の課長さんも十二分に調査研究していると思うのですが、事業化として進めていけるようなところがあったらぜひしていただきたいと思いますと思うのですが、現状をお聞かせいただけますか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） ご質問にお答えします。

町では、健康づくりということで4月に課の施政方針の発表会があったときにも、健康福祉課は健康づくり24というふうなキャッチフレーズで臨んでいるわけでございます。そういった中で、検診の受診状況、質問者の議員さんの言われるとおり、がん検診については国の目標が50%であるのに、当町においては20%までいっていないというような状況でございます。こういったことが原因であるかということでもございますが、あらゆる機会を通じまして、広報なり、あとは回覧板、あとは検診のお知らせ、ホームページ、そういった中でPRはいろんな場所ではしているのですが、受診率が、検診率が伸び悩んでいるというような状況にはなっております。若干はふえてはおります。胃がんにつきましては、先ほど申し上げましたように、胃カメラにつきましては2,000円いただいているのですが、これにつきましては毎年検診率は上がっております。しかしながら、先ほど言われたようなワンコインというような響きのいい内容でございますが、集団検診の場合は500円で今ワンコインでやっております。医者に行き診てもらって個別検診の場合が1,000円となっております。先ほど答弁で申し上げましたように、その額がどのくらいになるか、65万円程度町の収入が減ると。しかしながら、医者にかかれば、その分受診率が上がれば検査料もふえるわけで、財源的にはふえるのですが、皆さん住民が安心できるという部分では、また病気等が早期に発見されれば、後々を考えればそれなりの効果が出るのではないかと思っております。いずれにしましても、やはり来てもらいたいというのがこちらの、皆さんに受診してもらいたいのが希望でございますので、その辺の予算との兼ね合いもございまして、既に先進でやられているところもあるので、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 本当に保健センターの皆様にご協力いただき、課長さんをご先頭にさせていただいております。細かいところで、年代別に分かれて検診料も取ったりしているのですが、これを全部本当にワンコインにしてしまうと浸透しやすいのではないかと、説明しやすいのではないかと、そういうこと。町民の健康、体の安心を守るためにはワンコインでやったって、お金がかかるのではないかと、ということも、まずすぐに頭に浮かぶと思うのですが、これは本当に投資しても元が取れるような事業ではないかと私は思うのですが、そういう取り組みの前向きな姿勢というのは、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 自分の体を自分で守るということでございますので、検診というのは大変大事でございます。ただ、当町におきましては非常に検診率が低いということで、今一番大事なのは1次予防というのですか、病気になる前に検診を受けて病気を予防するというのが一番大事なのですが、この検診率が非常に低いので、今いろいろ考えています。1,000円が500円になればふ

えないこともないと思いますけれども、お金の問題ではなくて、やっぱり意識の問題が低いのかなと私は考えています。その辺をどう自分の体を自分で守るといった意識になってもらえるかということが一番大事かなと思っています。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 町長から、まず検診のPRをしていただきたいと思います。玉村町に住んでいる皆様、検診を受けてくださいと、皆様と一緒に元気でいたいというような、そういうのが必要かと思うのです。たくさんいろんな広報とか、それから書面とか、冊子とかで検診のPRをしていただいております。しかし、そういう方法というのは一方的なものではないかと思うのです。だから、そういうのを一方的ではなく、相對して、そのときに返ってくるような、反応が見られる、感じられるような広報活動というのをしなくては伝わっていかないのではないかと思うのです。ですから、とてもいいパンフレットをつくったり、何回も広報で流したって、それはそれだけの成果になってしまうのではないかと思うのです。これは、本当に切実に感じますし、特定健診は国のほうの目標に達成しないと、大変国の目標が65%と高いのです。それを達成しないとそれなりの、何らかの当初はペナルティーを加算してくるような、国でも言っておりましたが、今でもそれは変わらないのでしょうか。

議長（浅見武志君） 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） 平成24年度の目標達成率が65%ということで、これを達成しない市町村に対しては後期高齢者の負担金の増を求めるとというのが最初の趣旨だったのですけれども、まだその後で決まったわけではないのですけれども、特定健診の受診率が30%、保健指導を一個もやっていないようなところの町村に対して、今後はペナルティーを検討していくというような情報はいただいております。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 国の検診受診率23年度が、国の目標が50%なのです。それが当町の第5次総合計画のほうから見ていきますと何%ですか、20%ですか、これは21年のデータです。それから、特定健診のほうで35.9%、なかなかこの達成ができていません。やはり一生懸命努力しているのですが、町民という相手があることなので、この辺をもう少し検討していただき、受診をしていただける方法ということで、細かくいろいろと年代別で無料検診をしたり、それから胃がん、乳がんとか検診にも500円とかといろいろとその予算を考えながら事業をしていただいているのはわかるのですが、今の国保の負担金60万円、国保の検診、それからレディースとがんで65万円ぐらいの見積もりですか、が出ているというのですから、それを入れて、町長、500円コイン検診で

玉村町はしっかりとした検診をしておりますというような打ち出しはして、私はいいのではないかと思うのです。これは、大分進んでいる町村もあります、しっかりと成果を出しております。そういうところで、事業を推進してほしい、ぜひ実現してほしいと思います。なかなか難しいので、少しずつというの、それもわかりますが、やっぱり決断実行も必要ではないかと思うのです。こういう事業こそ、しっかりとトップであります町長のほうからやってみたらいかがというような声があれば、担当のほうでもそういった事業のほうに一步進めるのではないかと思うのですが、そういうところで町長に期待をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 1,000円と500円ですから、金額的にはそれほど問題はないと思います。ただ、私は玉村町の検診率の低さは、この1,000円だからということではないと思っています。やはり一番必要なのは、各人が意識をしていただくということが一番大事な点です。ですから、このワンコインも方法の中の一つであるということは考えています。ただ、もっともこの受診率を上げる大事なことがもっとあるのではないかなと思っています。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） そうですね、やはりこれは一つの私も引き金になって、突破口になっていただければいいと思うのです。できるだけ早く事業化していただきたいと思います。町長のほうのお考えもあるようですから。

また、ここで一つ紹介をさせていただきたいのは、30歳の女性の方のかかりやすいがん、がんもたくさんあるのですが、その中で乳がん、子宮がん、それから大腸がん、このがんの3つは有効性が科学的に証明されてきております。ですから、定期的に検診を受けていれば寿命を延ばすことができるというようなところまで来ているそうです。ぜひ玉村町にいて、働き盛りの家庭の中心ですか、子育ての中心になっているお母さんたちが、多くの方が自分の健康についてかわれるような、そんなような町をつくっていただきたいというふうに私も思っております。いろいろと保健のプロの方たちが研究しておりますが、いま一つ町としての事業がワンステップ上がるような、わかりやすいような町民の人に受けるような事業として進んでいただきたいということを私は要望していきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。最後に済みません。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 検診率を上げて、健康なまちづくりというのが基本でございますので、それについてはいろんな要素を検討して、住民の皆さん一人一人が自分の健康について真剣に考えるような施策を、これはしていかななくてはいけないなと考えております。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） では、2つ目の質問の24時間健康相談サービス事業です。困ったときのダイヤル24時間相談、いろいろな名前で、町村で事業をしていると思うのですが、これも本当に24時間安心して相談できるという事業として成果を出しているというデータもあります。先ほどの町長の答弁にありましたように子育てから、それから介護をしている方を持ちたり、自分の体のことでも、心配になって気になったら眠れないわと、子供が39度も熱があるけれども、何かおしっこが出てこないけれども、あしたの朝の受診で間に合うかしら、熱が高くておしっこが出なければ大変ですよ、あしたの朝まで待っていたら大変なことになってしまいます。そういうときに、ちょっと電話して聞いてみようかしらと、そのサポーターだと思ふのです。そういうのがあると、町に対しての安心度というものも定着してくるのかなと思います。なかなか健康でいれば、だれしも気がつかないようなところでありますが、家族なり周りの人が病気になったり弱ったときには、大変困ってどこへ電話したらいいのかというところですよ。

県を初めいろいろなところで24時間の相談や、伊勢崎佐波医師会病院とも、玉村町もお願いし、休日健診なんかをお願いしている事業は長くしておりますが、ではいざというときに新聞を見ていこう、そういうときにやっぱりこれがすぐに活躍するのではないかということです。そういう面で、私はこれもやっぱり玉村町の一つの福祉の事業の中の目玉としていいのではないかなというふうに思いました。やはりこの相談によってお医者さんに行く患者さんが少なくなれば、これは国保税のほうにも大変響いてきますし、軽減されるのではないかというようなことにもなります。皆様が本当に元気で、お医者にかかる前の策を講じているというのは十分承知しておりますが、大変困ってしまったときにどうしたらいいかということを考えて、こういう事業もしていくというのも、まずわかりやすい事業として町民に伝えられるのではないかと思って私は推進の提案をいたしました。町長のお考えとしてはいかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほど述べたように相当の電話相談というのはありますし、うちの保健センターもいつでも受け付けておるということで、今のところそのような新しいものをつくらなくても、十分間に合っているのかなと私は感じておりました。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 町長は、そのように感じているという今のお答えですが、現場の担当のほうを統括しています課長さんのほうから見ますと、どんな現状でございますか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、あらゆる子供については群馬こども救急相談、障害者については町にあります基幹相談支援センター、精神の関係はこころの健康センターとか、24時間皆さんそれぞれ別々の機関になってしまうのですが、対応しておいて、答弁で申しましたように現在のところそういった部分での苦情というか、困ってしまったよとか、そんな話は実際あるけれども、こちらに届いていないのか、その辺まではちょっと把握してはいないのですが、そういった話はまだ伺っておりません。

そういった中で、一部民間会社で医師、看護師、そういったスタッフをそろえていまして、電話相談を受けるというふうな事業を全国で50町村ぐらいが行っているというような情報を聞いております。そういったところの内容等も聞いた中では、救急車の出動回数が減ったとか、医者に行かずに済んだとかを聞いているのですが、医者にかかる、かからないは、それぞれ家族なり本人が、かからなければだめだなと思えば行かなければならない部分もあるかと思うのですが、そういったところで、そういった検診でやっているところからの情報も今後も私ども仕入れまして、仕入れるというか聞かせていただいた中で、今後はできれば本当に1人でも2人でもそういった悩みが解決できれば非常にいいことなのですが、現在のところそういった苦情がないということでは終われない部分もあるのですが、今後もそういったことで研究させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 苦情がないというのは、窓口がないから連絡もないのでしょうかけれども、やっぱりそういうようなところを開いて、窓を開いていただければいろいろな相談が来るのではないかなと思います。

もう一つお尋ねいたしますが、国の助成対象事業があると思うのです。当町においてはそれのほうの事業はここ何年、過去のを見ましても、ちょっと受けている様子はないのですが、町村によっては毎年その補助事業を受けて事業をなさっているというのですが、このようなことを検討なさっておりますか、お尋ねいたします。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） そういった事業については、担当は保健センターのほうで行っている事業なのですが、現在のところ受けておりません。先ほど申しましたクーポンの事業の補助金とか、あとは一般の予防接種なり健康診断の補助金は来ているのですが、特別の健康づくりとか、そういったものに関しては現在はやっておりません。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言 〕

6 番（筑井あけみ君） 補助事業として、金額的にも結構大きな国からの金額が来る助成事業なのです。一つ例を挙げますと、国保ヘルスアップ事業、助成額 600 万円、これは 22 年度ごろの事業なのですが、太田市、藤岡市、それから嬭恋村とか千代田町、それから明和町とか、結構受けております。過去 21 年、20 年にしても、要件を満たしてそのような事業を受けたりしております。こういうのも検討していき、いろいろなことをいろいろな角度から調査していただき、町民の健康につながるような施策をとっていただきたいなということで私は今回質問をしたのですが、そういう点につきましても前向きに検討いただきたい、そういうような思いがありますが、なかなか難しいかと思うのですが、やはりこういうのを利用するののも一つかなと思うのですが、いかがでしょうか。課長さんで結構です。

議長（浅見武志君） 筑井議員に申し上げます。通告外になってしまうので、また違う角度でご質問いただければと思うのですが、済みません。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

議長（浅見武志君） 6 番筑井あけみ議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言 〕

6 番（筑井あけみ君） 細かく言えばそうかもしれませんが、大きく言えば必要な中身でありますので、そうなりますと総括的に町長にお答えいただくしかありません。保健事業というのは、健康であればだれも心配しなくてもいいことなのですが、本当に今私が気にしているのは、若いお母さんたちの受診率が悪い、当町においてもがんの病気にかかる方、それから特定健診にかかわる方の率が高いのです、とても。そういうところからいって、この辺の検診事業というのはやっぱり大きく考えていただき、見直していただきたいというふうに思いますので、しっかりと町長のほうに認識をいただければありがたいと思うのですが、一言いただきまして次の質問にいきたいと思います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 特に肺がんなんかの場合は、ほとんど町の検診で発見されたというのが多いです。先日もある知り合いが胃がんだったのですけれども、これも町の検診で発見されたということでございます。検診は、本当に重要でございますし、大勢の方が検診をしていただけるというのが一番いいわけでございます。ですから、私は保健センターのほうには検診率が 30% になったから、ことしの予算は 30% ぐらいでという、そういうことは一切やらないで、50% なり 60% の検診を受けられるだけの予算は確保しておいてくれという話は常にしております。検診率の向上というのは、やっぱり健康なまちづくりの中の一つの大きな要素だと思っておりますし、その検診率を高めるために、常に我々も知恵を絞って努力をしているということでは、ご理解していただきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） やはりきのうの質問でしょうか、にもありましたように、日帰りドックの受診者、希望者がふえてきている。我々もそうですが、町民の方も関心を持ってきている、そうすると町から提案していく事業のほうもそういうものに合わせて、考えて見直していくというようなことが必要ではないか、やはり町民のニーズにこたえられるような事業転換というものも今後期待をしていきたいと思います。

では、次の最後の花火について質問をいたします。玉村町の観光の目玉、花火、もうずっと聞いております。本当に確かにすばらしいし、知名度も出てきております。本当に田園の花火、またいろいろな角度での玉村町の花火、県下で一番最初に上げる花火、いろいろなことが出てきています。そういう花火でありますので、この近隣にいらっしゃる被災された方たち、どなたでも見に来ていただけませんかというようなご案内とか発送というのはお考えないのでしょうか。担当課長にお聞きします。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 質問にお答えします。

町長のほうから答弁がありました。昨年3世帯を招待いたしました。それで、3世帯を招待したのですが、来たときにはもう親戚の方とかいろいろいっぱい来まして、対応がしきれないぐらい来てしまって大変だった思いをしたそうです。ことしも、町で把握している限りでは2世帯を把握していますので、こちらのほうには通知を出す予定でございます。町外については、なかなかちょっと把握が難しく、そこまでは今のところ想定はしていないのですが、よろしく願います。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 私も最近の情報ではないのですが、ちょっと前の情報では前橋市に100世帯250人ぐらい、それから高崎市にやはり200人ぐらい、伊勢崎市にも250人ぐらいいらしていたということです。それから、入れかわりがありますから、今は大分流動的になっているかもしれませんが、そんな形で町営住宅なり市営住宅のほうにお住まいになっている家族がいらっしゃるということです。ですから、町民として私なんかは、玉村町で花火上げるのですから、そういう人たちにぜひ見に来てください、なかなか思うように対応できないかもしれませんというような呼びかけというのをしてもいいのではないかなというふうに思うのです、人情的にも。本当に町長も大分震災のことも心配したり、職員も派遣していただいたり、義援金を持ったりしていろいろと細かな活動もなさっているようですから、私はそういうお声かけがあるのが玉村の町であり、玉村の町長ではないかなんていうふうに思いましたので、質問させていただきました。町長、どう思いますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町内に来ている方は、もちろん招待ということは当たり前なのですが、近隣の皆さんも来ていただければ、それにこしたことはありませんけれども、高崎市も前橋市もことは花火大会をする、伊勢崎市も去年から花火大会を始めたから、ことしも多分やると思います。ですから、周りの市町村は皆その花火大会を実施しておりますので、もし議員さんのお知り合い、また職員の知り合いの方でそういう被災者がおりましたら、それは担当のほうに、こういう方で玉村町の花火に来るから席を用意しておいてくれというような形で来ていただけるのは、私は構わないのではないかなと思います。ただ、高崎市、前橋市、伊勢崎市の被災者、どこまでそれを把握できるかわかりませんので、そこに招待状を出すというところまでは、まだいかない、あくまでも玉村町の皆さんに見てもらおうというのが花火の基本でございます。あとの方は玉村町の花火がすばらしいからということで、早い話が勝手に来てくれるわけでございますので、我々とすれば町内にいる方に対してはそういう心遣いをしなくてははいけないかなと考えております。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 私もそう思います。さすがやっぱり町長でございました。そういう姿勢がやっぱり町民に伝わりますし、それが私たちの玉村町のトップである町長の姿ではないかということでもあります。

ことわざに、人間は必要に迫られたときにその目的を達成できる、必要は発明の母という言葉がございます。私は、こういうことを思いながらまた議員活動をしていきたいと思いますが、今回の質問は福祉関係について、以上で終了いたします。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後3時15分に再開いたします。

午後2時58分休憩

午後3時15分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、9番町田宗宏議員の発言を許します。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 皆さん、こんにちは。傍聴人の皆様には、30度近い暑い中をまことにお疲れさまでした。ありがとうございます。先ほどトイレに行きまして、帰ってこようと思いましたが石川議員に、町田さんと大きい声で呼ばれました。何かと思ったら、その後ろに関根さんがおられまし

て、末期の水ではありませんけれども、眠いでしょから冷たいお水を1杯いかがですかと、ああ、それはありがとうございますということで、大分ハッスルして一般質問ができそうであります。

2年ほど前に、たしか一般質問だったと思いますけれども、私は町の花の話をいたしました。玉村町の町花はバラです。品種はマリアカラスということですよ。それで、そのときに玉村町の町花は何だかわからないと、玄関のところを階段を東から上がってきますとバラのアーチがあるのです。その両サイドはツツジだと思えますが、それが咲いているわけですよ。これはぐあいが悪いと、玉村町の役場の玄関に入る前は、やはり町花で飾るべきではないかという話をしました。そうしたら早速両サイドにマリアカラスが数本ですけれども、玉村町らしい、余り豪華でないのですね、つつまじやかなマリアカラスが咲くようになりました。そのときに、北部公園にバラ園があるのです。あのバラ園は、前橋市のバラ園に比べたら全くだめだと、もっとしっかりやってもらいたいという話をしましたけれども、2年前に比べますと大分よくなったような感じしております。それで、去年の3月、平成23年度予算案の審議を行った際に、玉村町が平成23年度に、公民館に3カ所バラ園をつくるという予算を計上してありました。その予算案の審議が終わってすぐ南玉へ帰って区長さんと公民館長さんに、平成23年度予算案に公民館にバラ園をつくる予算がのっていると、南玉もそれを申し込んでつくってもらったらいかがでしょうかと言いましたところ、早速町に参りまして申し込みをしました。バラ園ができました。小さいバラ園ですけれども、きれいにマリアカラスが咲いていまして、その周りにバラでない普通の花も咲いていまして、とてもきれいです。平成24年度予算にもそういうものがあります、バラ園をつくるというのが。こういう事業は、町民の心を和ませると、また子供たちに非常に精神的にいい影響を及ぼすのです。ぜひ玉村じゅうの公民館、あるいは小中学校、あるいは公共施設、文化センターのところとか、立派なバラ園をつくっていただきたいと思えます。そうすることによって、先ほどから原さん眠そうですけれども、下向いていますけれども、観光の話をしましたね、それから三友さんも観光の話をしましたけれども、玉村町へ行くと、いや、すごい町じゅうがバラの花で飾られているというようなことで、花火と一緒に日本じゅうに有名になると、観光の一つの事業になるのではないかとこのように思っているところでございます。いずれにしても、南玉の公民館のバラ園が玉村町の第1号だそうですね。町長以下、関係者に心から感謝を申し上げたいと思えます。

それでは、一般質問に移ります。3つあります。1つは、国道354号線の玉村町5丁目交差点の右折車線は必要かどうかという質問でございます。国道354号線と齊田・上之手線の交差点、以下玉村町5丁目交差点ということにいたしますが、そこに右折車線を設置しようとしておりますけれども、東毛広域幹線道路が開通すれば国道354号線を通る車両の交通量は激減するのではないかと、もう余り車は通らなくなるのではないかと、そのように予想を私はしております。そこで、この玉村町5丁目の交差点の右折車線、設置することについて再検討をお願いいたします。

2点目です。現在の町税滞納者との和解問題、それに関する裁判について問います。係争中の町税

滞納者との和解問題の裁判について、被告貫井孝道氏が主張している論旨は、前回の裁判、これは町税滞納者が貫井町長を告訴した裁判でございますが、その裁判において町税滞納者が主張していた論旨と全く同じ論旨でございます。要するに玉村町が法律違反をしたのだと、こういうことなのです。しかし、その前回の裁判では玉村町が町税滞納者の預金を差し押さえたのは合法的なものだったと、こういう主張をしていたのですけれども、今回の裁判ではそうではないのです。要するに町が町税滞納者の預金を差し押さえたのには違法性があると、こういう主張をしているのですけれども、被告貫井孝道氏は前回裁判における貫井町長の主張を180度転換したのかどうかについて伺います。

最後の質問です。中学校の武道場、これは剣道場のことですが、これを町民に開放していただきたいということでございます。中学校の武道場、特に剣道場について学生の使用しない時間帯に使用させていただきたいと、このような町民の要望があります。ぜひこの道場を町民に開放していただきたい。お願いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 9番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、国道354号の5丁目交差点の右折車線の必要性についてでございます。ご質問の斉田・上之手線街路事業に伴う国道354号の右折レーンの必要性でございますが、都市計画道路斉田・上之手線並びに都市計画道路玉村東西線、これはいわゆる国道354号線でございます。は平成5年3月に都市計画決定されたもので、交差点にかかわる右折レーンの設置につきましても同時に決定されているものでございます。

具体的には、都市計画法に定められた住民意見反映措置としまして、平成4年8月に延べ4回の説明会を開催するなどしております。そして、平成12年11月に斉田・上之手線の事業化に向けた現地測量に先立って説明会を開催し、その中で国道354号に右折レーンが必要になる旨の説明をするなど、周知に努めてまいりました。新規事業が着手となりました平成16年8月には事業説明会を開催し、平面図に道路計画線を明示して影響範囲について説明し、現在補助事業を進めているところでございます。また、国道354号の右折レーンにつきましては、354号バイパスが供用された後の交通量を予測、算定して伊勢崎土木事務所や公安委員会と協議を進めた上で、道路設計を進めてきました。国道354号バイパスが高崎駅東口まで供用した現在でも、交通量は激減とまで至っておりませんし、伊勢崎方面も供用した後につきましても交通量が激減するとまでは予想しておりません。交差点の安全性を図る上で、右折車線は必要と考えております。

係争中の町税滞納者との和解問題の裁判について再度問うということでございます。和解問題の裁判についての質問にお答えいたします。今回いただいた質問に関しては、平成23年6月に開催の第2回議会定例会において同様の質問を受けており、既にお答えしているところでございます。そのと

きの答弁を概略すると、町の滞納処分による預金差し押さえは適法に行われ、司法の場においてその正当性が認められており、当町の滞納処分の手続に対する考え方は従来と変わっていないと申し上げました。現在係争中の住民訴訟において、町から裁判所へ提出した書類の中でも、前回の滞納処分取り消し訴訟に関して町が実施した町税滞納者の預金差し押さえは国税徴収法や憲法に違反しているといったことは、町は一切認めておりません。また、この裁判の代理人であります担当弁護士に確認をとっても、違反をしていると認めたことは一切なく、前回裁判の主張を180度転換したのかの質問に対しては、何ら変更していないということでございます。

次に、中学校の武道場の町民への開放についてでございますけれども、これは教育長のほうから回答させていただきます。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 中学校の武道場の町民への開放ということについてお答え申し上げます。

玉村町における社会体育の普及のため、学校教育に支障のない範囲内で、学校開放として既に一般町民へ開放しているところであります。玉村中学校においては、全面改築に伴い体育館と併設して2階に武道場が整備されておりまして、既に利用団体があるとのことでございますが、南中学校では今年度、ことし単独で整備され、昨年度末竣工以来、まだ利用希望者がいないと聞いているところであります。希望があれば、玉村中学校と同様に施設の開放に関する規則に準じて開放する準備はできておりますので、有効に活用いただければと考えております。

なお、生徒が使用しない時間帯に使用させていただきたいとのことですが、使用時間につきましては学校で使用する場合を除き、平日においては午後7時から10時、休日においては午前9時から午後10時となっております。両中学校の武道場を社会開放することにより、町の柔剣道など格技の普及の拠点として役立てていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） それでは、本席から質問を続けます。

まず、最初の国道354号線のことですけれども、平成5年に右折車線を決定すると決めたと、当時の354号線を通る車両の交通量、1日平均何台だか、お尋ねします。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 平成5年当時の交通量につきましては、今ありません。ただ、この事業を行いました平成16年当時の交通予想量は1万4,700台でございます。

〔「もう一回」の声あり〕

都市建設課長（高井弘仁君） 1万4,700台でございます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 現在の交通量は。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 直近の交通量調査につきましては、伊勢崎土木のほうもまだ行っておりません。一番近くの交通量、平成22年度に道路交通センサスを行っております。その交通センサスの結果が約8,000台でございます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） そうしますと、平成16年に比べますと約半分に減ったと、これは激減ですよ、はっきり言って。先ほど町長は激減まではいかないと。

次、東毛広域幹線道路が4車線で全面開通した後の354号線の交通量はどのように見積もっていますか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 正確に文書等で伊勢崎土木のほうから来ているわけではございませんが、口頭上では2万台ということで報告を受けております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） そうすると、またふえるということですか、354号線を通る車両数が。それはバイパスを通る車でしょう。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 一般の354号線の、要するに予想ということでございますが、それは予想はしてありませんが、激減とは考えておりません。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 何台ぐらいと考えていますか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 予想はしてありませんので、今申し上げましたとおり22年が8,000台ということをもとに、予想はしていただければというふうに考えます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 私は、また現在の平成22年度が8,000台というけれども、その半分以下になると思います。なぜそんなこと言うかという、私は太平人がうちの分家ですから、あそこに行って雑談したり何かしているのですけれども、最近是非常に車が通らなくなったという話をするのです。

そこで、課長に言いますけれども、東毛広域幹線道路4車線開通後の台数が大体これぐらいだと予想せずに、この右折車線が必要だなんていうのは、僕はわからない、そこら辺はしっかり詰めて、それでやるべきではないですか、平成29年度には開通するのだから、4車線で。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） その辺の予想は立てておりません。ただ、現状としまして今現在の7丁目の交差点のほうを見ていただきたいというふうに考えております。今現在の7丁目の交差点の354号線のほうの右折ラインは、今現在ないわけでありまして。その中でも、かなりの朝晩の渋滞は激しく起こっております。そういうところを見ていただければ、将来的に5丁目のほうもつくって、バイパスのほうができたとしましても、右折ラインをつくってよかったのだというふうに思っていたというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 7丁目の話が出ましたから尋ねますけれども、今この太平人の近くの人たちに聞く、あるいは川井の人たちに聞くと、そうすると7丁目のあの交差点に何で右折車線を設けないのだと、それで多分利用価値が少ないだろう5丁目のところに右折車線をつくるのだと、こういう話をよく聞くのです。あそこの7丁目の交差点は、なぜ右折車が多いかという、皆さんよくわかっていますよね、役場があると、葬儀場もあると、それから勤労者センターもあると、いろんな施設があそこを右折して入ってくるわけです。だから、町民の皆さんがあそこに右折車線をつくってもらいたいというのはよくわかる。だけれども、5丁目のところに何かつくって喜ぶ町民は余りいないのではないですか、しかも利用者は必ず少ないと思います。その点についてはどうですか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 必ず少ないとは決して思っておりませんので、その辺の答弁は先ほどと同じでございます。

それから、7丁目につきましては、今現在は伊勢崎土木のほうは広幹道のほうを一生懸命開通のほうをやっております。その後について考えるというようなことも言っておりますので、これからも引

き続きあそこの交差点改良のほうの要望はしていきたいというふうに考えております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） それで、私はそこを言いたいのです。東毛広域幹線道路が4車線で開通した後に、国道354号線を通る車の数、しかもそのころには斉田・上之手線も通っていると思います。きのうの笠原議員の質問に答えたのを見ますと、29年度ぐらいにはどうにか斉田・上之手線も通るでしょう。そうすると、その時点でどれぐらいの交通量があるのだと、国道354号線に。そこを右に曲がる車は何台あるのだと、右折車線がないから渋滞で困るというならつくることにしたらどうですか。それを見ないで、具体的に何台ぐらい通ると予想もしないで、抽象的な言い方でつくられたことにはもう目も当てられない。5丁目の交差点の右折車線つくるのに幾らかかりますか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 幾らかかるかという話は、あそこの交差点のみで積算のほうは今のところしてありませんけれども、先ほどから申し上げているとおり、あそこを後で交差点をつくれと言われても、後からつくるとするのがどれだけ大変かということは、7丁目の交差点の中でも、住民の皆様も町当局も県も、みんな承知しているというふうに考えております。何台右折するからあれが必要だとかという、そこまでの細かい議論ではなくて、今の7丁目のほうの現状をよく見ていただいて、あれを今やらなかったら、これからやれと言われても相当な時間がかかってしまうということも予想されますし、より多くのお金がかかるというのは、もうこれは間違いのない話だと思います。ぜひ今の状況の中でつくっていききたいというふうに考えております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 具体的な数字も述べられない、平成4年8月時点で4回ぐらいいろんな意見を聞いたと、それで必要だと言われたと、それだけでずっと押してきたと、平成5年から何年たっていますか、20年たったのですよ。この時代の変化というのは、やっぱりよく検討すべきです。

それで、町民の税金を使うのですから、国民の税金を使うのだから、もっと数字を挙げて、交通量はこれぐらいになりますと、だからこれぐらい渋滞になるから右折車線どうしても必要なのだと、そういう理論的に言わなければ町民の皆さん納得しませんよ、町長どうですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 354は国道でございますし、これから旧道になるわけでございますけれども、今までの経過の中で右折車線は、これはないほうが良いという議論はないのではないかなと、県のほうもそういう形で設計をしてくれてやっておりますので、354バイパスが4車線になれば、車

が今よりふえることはないと思います。ただ、いろんな町を見ても、バイパスができたときは一たんは減りますけれども、ほとんど17号なんかもそうですけれども、関越道ができたときに17号は大分減りましたけれども、もう今は前と同じ、前以上に車が通っているというのが現状でございます。町の中を車が、できるだけ大型車両はあそこを通らずに、バイパスのほうに回っていただきたいなと思っておりますし、ただ玉村の町の中ですから、今よりふえることはないと思いますけれども、これが激減するかふえるかというのはみんな予想でございます。現在あるのを基準にして考えていくのが正しいのではないかなと思っております。県のほうで右折車線をつくって道路改良するということでございますから、あえて地元とすれば、その形でやっていただければいいのではないかなと思っております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） では、先ほども言いましたけれども、確認をしますけれども、7丁目の交差点に右折車線をつくる、それを5丁目の右折車線をつくるよりも優先しろと言われたら何と答えますか、町長。

議長（浅見武志君） もう一度お願いいたします。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 7丁目に右折車線をつくると、こういう意見が非常に多いのです。だから、5丁目の交差点に右折車線をつくるよりも、7丁目の交差点に右折車線をつくるのを優先してもらえないかと言われたら、何と答えますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 全然比較する材料にはならないのではないかなと思います。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 私は、町民はできると思っているのです、比較できると。だから、5丁目に交差点をつくるよりは、7丁目につくってもらいたいのだと。なぜならば、7丁目の交差点は右へ曲がる車が多いのです、何せ役場もあるのだから。まず役場があるでしょう、いろんな手続に来る、多いではないですか。お葬式もあります。毎日のようにお葬式あるではないですか。それで、町民の皆さんは7丁目の交差点を右へ曲がって葬儀場のほうへ来る人が多いのです。南のほうの人、東のほうの人は、いいですか。そのほかに郵便局もあると、勤労者センターもあると、農協も四季菜館もあると、野菜の買い物なんかも来ると、こういうことなのです。だから、7丁目の交差点のほうが町民にとっては、あそこに右折車線を設けてもらいたいという人が多いと思います。うそだと思ったらアンケートとってみたらどうですか。いかがですか、だから7丁目の交差点に右折車線をつくることをぜ

ひやってもらいたい、5丁目よりも。どうですか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 先ほどから申し上げましているとおりの、7丁目の交差点の改良のほうは引き続き、国、土木のほうに要望をしまいたいということは先ほどから言っているとおりであります。5丁目のほうは、斉田・上之手線の中の南北の交通をスムーズにさせる中の国庫補助事業としまして、右折ラインが必要になるということで東西の354の改良もあわせて必要になるという国庫補助事業になったということでもあります。その辺をよく理解していただきまして、あそこを7丁目の交差点を、今単純に右折ラインをつくるから国のほうに補助事業として認めてくださいということを伊勢崎土木事務所のほうが持っていくことは、先ほども申し上げましているとおりの354のバイパスのほうを開通してから、そちらのほうに取りかかるというスタンスでありまして、ちょっと私も実情を見ていただきたいということで7丁目の交差点の例を挙げただけの話でありまして、斉田・上之手線の事業とそれを今ここで一緒に議論するという事は、ちょっとまた違う角度で議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） よろしくお願ひされないよ。無駄なことはやるべきではないのだよ、税金でみんなやるのだから。僕そう思っているのだよ、だからしつこく言うのです。実際に東毛広域幹線道路が4車線で開通すれば、354号線を通る車は減る、激減する、間違いない。新町見てみればわかる、17号バイパスできたでしょう、あの新町の旧道、中の道、もう車なんかろくに通っていない。17号はどんどん通っている、そうでしょう。そういうふうになるのです、時代が変わっているのだから。しかも、東毛広域幹線道路というのできるのだから、高崎に行く人なんかみんな最初から東毛広域幹線道路通りますよ、この旧道通るなんていう人はほとんどいなくなると思う。そういう時代の変化をよく考えるべきです。

それで、町民、国民の税金でやることだから、無駄は省くべきです。ハッ場ダムだってあんなに問題になったでしょう、途中からだってそうなるの。僕は、柔軟に物事は考えるべきだと思う。そういう考えについて、町長どうですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 税金ですることからでございますから、無駄なことをするという事は、私は余りしたくない。これは、同じ意見でございます。ただ、この問題とそういう問題とはまた別でございます、だから今の中では無駄であるとは考えていないし、やはり一番右折レーンというのが7丁目も必要だし、あれば非常に車にとっては楽であるということには違いないと思っております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） それは、あれば便利かもしれない。しかしながら、困る人もいる。うちの分家の、はっきり言いますけれども、町田酒造店です。あれを75センチぐらい下げろと言われていると。社長は何と言っているかという、富士子さんは、きのうも言いました。こんな古いうちを75センチぐらい下げろと言ったって、下げられないのではないかと、いや、そんなことないと、今の技術をもってすれば下げられると思いますよと、そういう話をしたら、下げるぐらいならもうぶっ壊してしまうと、それで息子のところへ移ってしまうなんていう話をゆうべしました。それで、この太平人の母屋の建物は、あの例幣使道、354号線の一つの古い建物として、いろんなところに利用されています。昔の小松屋の赤れんが、今は桐信の赤れんがですけれども、あれと同じです。玉村町例幣使道の中の一つの古い建物として貴重なものだと、そう私は思っています。

それで、ましてやあの町田酒造店は、伊勢崎、佐波で昔ながらの酒のつくり方で作っているのは町田酒造店しかありませんから、伊勢崎も一店もありません。玉村町の井田さんのところだってふじ泉だって、あれはあそこでつくっていませんよ、高崎市のほうにお願いして、ラベルだけ張ってあるだけです。そういう私に言わせると、まちづくり玉村塾の皆さんもジャズやったり、酒蔵でやっていますけれども、あれをみんな壊してしまうとなれば、さっきの観光の話ではありませんけれども、一つの玉村町の歴史的な遺物が、遺跡がなくなってしまうと。こういう価値もあると思うのですが、それについてはどう考えますか、町長。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町田酒造店は、現在佐波、伊勢崎で唯一の酒づくりのお店でございます。ですから、この店を残すというのは我々にとっても非常に重要でございますし、私もあの店を今後も残して、玉村町にある町田酒造店ということで営業していただきたいなと思っております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） そういうものがなくなるのです、やってみな。右折車線つくるので、下げると、下げてもらいますと。下げないなら強制執行でやるなんてやってみてくださいよ、なくなってしまうから。それでもやるのですな。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 町田議員さんの一般質問の中で、その話が出てくるとは私はちょっと予想していなかったものですから、今初めてその質問が出てきたので、お答えさせていただきますけれども、そういう個別な案件につきましては、十分私も地権者の方々とお話をさせていただ

て、解決ができるものにつきましては解決していきたいというスタンスは持っておりますので、その辺は余り極端な、やれるものだったらやってみなみたいな形のことは言わないで、我々もそれを全くやらないということを行っている、一言も私も言った覚えもありませんし、そういうことは個別の案件としては当然お話をさせていただきまして、できるだけできる限り両者の納得のいくところで話の折り合いをつけていくというのが、一番大事なことではないのかというふうに私は思っております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 実はこの町田酒造店の話は、7年ほど前にまちづくり玉村塾の会合があったのです。たしかあれ5丁目公民館だったかな、それで町田酒造店の社長に、町田さん、参加して意見述べてもらいたいという話があったのです。当時は、県庁から玉村町役場に出向している松岡さんがその担当でした、もう帰りましたけれども。それで、そこで私は激論したのです。それで、余り生意気なこと言ったから、おれは議員なんだぞと、議員に向かって何だという話をしたことがあるのですけれども、それ以来の話なのです。それで、大体もう酒造店は動かさなくていいのかなと思っていたのです。そうしたら、また話が持ち上がってきて、何日か後に調査に来ると、こういう話でした。役場の人はだれが行っているか知らないけれども、動かすならつぶしてしまうと、つぶしたいのだという話はしてあるはずですよ。それは課長、聞いていますか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） その話は少し聞きましたけれども、我々としましてはぜひそういう話をする前段の段階で、何か解決策がないかということで調査をさせてくださいということで、本人から調査してもいいですよというような了解は得ましたので、これから調査を当然行いまして、その話につきましても詰めていくということでありませう。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 先ほどからその言葉を強くして言っていますけれども、要するに玉村町の歴史的な建物とか、そういうのは残したいと、それから税金の無駄遣いはすべきではないと、いいですね。町民の希望しているところを優先的にやってもらいたいと、この3つが私は5丁目の交差点に右折車線をつくらなくて、7丁目に交差点をつくるべきだという根拠なのです。過去は過去であったでしょう、斉田・上之手線とパックで5丁目に右折車線をつくるということで、過去はそういうことであつたかもしれないけれども、道路の状況が変わっているのですから、東毛広域幹線道路ができる。その後どれぐらい354号線を通る車両の数があるのか、5丁目の交差点を右に曲がる車があるのか、それを調査した後にもどうしても必要だというのなら、その後つくったらどうですか、何年も待たなくていいのだから。斉田・上之手線だって、すぐことしできるわけではないでしょう、あと2年やそこ

らかかるのではないですか、どうですか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） まず最初に、あそこは、7丁目の交差点につきましては県道と国道が交差している部分であります。これは、国道は3けたの国道であります。また県道でありますので、伊勢崎土木事務所のほうの施行ということで、町のほうは要望をしていく立場であります。

今回やろうとしている5丁目につきましては、斉田・上之手線につきましては町道でございます。町道の新設をするために、国道354の交差点の改良が必要になったというような事業で、そこは国庫補助が認められたということでありまして、そういう町は当然そこが必要だと思ひまして、その必要性を国に申し上げまして、補助事業としてやらせていただいております。何年までにできるかという話ですが、今平成16年から始まりまして、9年経過をしております。9年というのが今年度、平成24年度でございます。24年度で計画をしましたが、議員がおっしゃるとおり今の状況ではまだ開通できません。あとこれを3年間程度延ばそうというようなことで、県と協議に入っているところでありまして、3年になるか4年になるかはまだわかりませんが、そういうことで協議をしております。目標としましては3年ということになれば、3年後が開通の目標ということでありまして、何とか、まずは南北のほうを町としては抜きたいということで考えております。354につきましては交差点の改良でありますので、若干のおくれは、これは最終的には単独費でやっていく可能性もあるかと私は思っております。何しろ東西のほうをまず開通をさせて、蛭堀に落とす排水路の関係もあります。それから、玉村小学校の広幹道を渡って歩道橋を渡るところの歩道の設置につきましても、何とか広幹道の開通に間に合わせてそこを渡すというふうにししないと安全性が図れないということがありますので、そういったことで、まずは南北のほうの開通を、3年後をめどに今のところ考えているということでありまして。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 南北を優先でつくると、これは大賛成です、つくったほうがいいと。ただ、5丁目に右折車線をつくることについては、あと何年もないから、3年後にできたら、あと2年間待てばいいのだから。それぐらいのことは、県でも国でもわかってくれるはずですよ、絶対わかると思う。それでいいよ、答えなくていいから。それぐらいのことを交渉できないようでは、もう町長以下落第だよな。まあいいでしょう、次の質問に移ります。

係争中の裁判についてですけれども、原告は、原告石川純男さんと天田精一さん、何と言って裁判をしているかという、貫井町長が実施した町税滞納者の預金差し押さえは合法的なものでありと、貫井町長は収税の義務を果たしたにすぎないと、それにもかかわらず和解金を払ってまで和解したことは町に損害を与えたことになる、よって貫井孝道は町に賠償せよと、こういうことで裁判している

のですね、いいですか。これに対して、今の貫井孝道氏の代理人はどんなことを言っているかという
と、町が町税滞納者の預金を差し押さえたことは国税徴収法第76条、あるいは憲法第13条、25条
に違反し、町税滞納者の生存権を奪ったおそれがある。こういうことで、前回裁判において町税滞納
者が裁判所に提出した乙1鑑定所見書、これは北野弘久さんという人が書いたものです。及び乙2鑑
定書、浦野広明さんという人が書いたものです。これを裁判所に提出したのです。要するにこの鑑定
書を見れば、貫井町長が町税滞納者の預金を差し押さえたことは、今言った法律に違反すると、町税
滞納者の生存権を奪ったおそれがあるのだと、こういうことを言っているのです。さっきの答弁と町
長の答弁は全く違います。

そこで聞きます、もう一度確認するから。被告貫井孝道氏は、前回の裁判における貫井町長の主張
を180度転換したのかどうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） さっき答えたとおりでございます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 要するに貫井町長が町税滞納者の預金を差し押さえたことは合法的なもので
あると、こういうことでよろしいですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほど述べたとおりでございます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 確認をしているときには、もう一度答えてください。先ほどどのように答え
ましたか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 国税徴収法が違法であるということは一切言っていないということござい
ます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） では、なぜその鑑定書などを提出させたのですか、代理人に。

〔「議長、答えてください」の声あり〕

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時3分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔「違う、町長に聞いているのだ」の声あり〕

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時4分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 今回の裁判の内容の和解に関する要素の一つの説明資料として提出したということでございます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 和解の問題に関して、町はこのように考えているということであれ出したのだよ、鑑定書だよ。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 要するに和解をするに当たる行動を示すための内容の一つですから、こういう考えもありますよという中のものを前回の裁判の資料として、それを提出したということでございます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） その鑑定書等は、前の裁判では町税滞納者が出したのだよ。どういうことかということ、町の町税滞納者の預金差し押さえは違法だということを証明するために出したのだよ、それを今度は貫井孝道氏の代理人が出したのだよ、いいですか。要するに貫井町長が町税滞納者の預金を

差し押さえたことは、先ほど言った国税法何条、憲法13条、25条に違反していると、そのことを書いたのを今度は出している、今の裁判で。いいですか、そのことを言っているのだ。要するに前の裁判では、町税滞納者は町が実施した町税滞納者の預金差し押さえは違法だという証明のために出したのだよ、それを今度の裁判で出していると、こういうことです。それが理解できないのだよな、まあいいや、もう一回言うから。

では、次のことを言う。先ほどの最初の答弁で町長は、町が実施した町税滞納者の預金差し押さえは合法的なものだと思っていると、簡単に言うとそういうことを言いました。それなら、原告が主張しているのと同じなのだよ、原告は町税滞納者の預金差し押さえは合法的なものだと言っているのだから。石川純男さんも天田精一さんもそう言っている、弁護士もそのとおり述べている。そうであるなら、両方の意見は一致しているのだ。だから、それなら町の実施したことは合法的なものになるのだ、和解金を払ってまで和解することはないではないかと、それを和解してしまったのだ、和解金払って。それが、ぐあいが悪いと石川さんと天田さんは言っているわけです。だから、町長は合法的なものだと主張するなら、62万円、貫井孝道氏は玉村町に賠償すればいいのだ、どうですか、その考えについて。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 訴えられているのは町長貫井孝道で、被告貫井孝道ではないのです。今民事裁判では、訴えたほうは原告、訴えられたほうは被告でございます、被告人とは言いません。訴えられたのは貫井孝道ではなくて、町長貫井孝道なのです。これは別人なのです。人格があるのです。だから、それを間違わないでください。私は、和解をしたことは間違いなことだし、なぜ和解したかというのは十分に皆さんに説明をしておりますし、今裁判で係争中でございますから、私は町長貫井孝道がやったことに対しては、一切間違いはないと思っていますし、これは裁判がまだ結審しておりませんので、裁判で結審が出れば、そのときには白黒はつくのではないかなと思っています。だから、町田さんに言われてどうのこうのということではないと思います。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） そこまで知っているのなら、原告、被告、貫井孝道氏と貫井町長の関係、原告、被告の言葉遣い、そこまで知っているならさっき言った鑑定書の問題なんかよく知っているでしょう、知っているはずだよ。それを答えないというのは、町長はずるい人だと思うな、そう思います。

最後に言います。国民には、納税の義務があります。国及び地方公共団体には収税の義務があると、税金を納めさせる義務があるのだよ、それはみんな知っていると思うのだよ。そこで、もしも貫井町長が町税滞納者の預金差し押さえが合法的なものであると考えていたならば、町税滞納者と和解した

ことは地方自治体の首長、すなわち町長としての収税の義務を怠ったことになると、それこそ義務違反になると思うけれども、町長いかがな考えですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今の世の中というのは、簡単にはけんかというのは、あります、いろいろ。だけれども、このけんかをして、仲良くなつてはいけないという法律はないのです。けんかをした同士が、後で話し合いをして仲よくなって、それが悪いということはない、お互い同士が了解をすればいいわけでございます、そのやり方もいろいろあると思いますけれども、それはこの裁判で決着がつくと思いますし、お互い同士がそういう形でなつたとすれば。義務違反、税金を取る義務もあります。また、町長として税金を猶予する義務もあるし、減免をする義務もある、いろんな要素があります。いろんな要素の中で、そういうことが行われたということでございますから、議会の皆さんにも了解を得ておりますし、今回の選挙でも、あの問題はさんざん中傷文的に流されましたけれども、選挙の結果はああいう結果になつたわけでございます。町民は了解してくれたと私は感じております。そういう中で、裁判がまだ残っておりますし、裁判で決着がつくと思いますから、ここで私と町田さんがどうこうという問題ではないと私は考えています。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） けんかをしたって仲よくすることはあると、それは幾らもあるけれども、その程度の考え方でこういう重大な問題を、金を払ってまで和解をするということでは、余りにも考え方が浅はかだと思えます。よく考えてください。

最後に、中学校の武道場のことですけれども、既に玉中では使用していると、南中は今のところ希望者がないと、こういうことですか、ぜひ手続を広報なりなんなりでしてください。使う場合はこういうぐあいにやりますと、それで町民の皆さんに周知をしていただきたい。よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○散 会

議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、6月9日から14日までを休会とし、15日午後2時30分までに議場へご参集ください。ご苦労さまでした。

午後4時13分散会